

令和6年第1回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年3月12日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	7番 三原勝利君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 水谷育生君	11番 福田忠由君

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総括課長 久保亨一君
総務課長 由谷陽久君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	産業建設課長 山下真一君
産業建設課副課長 脊古景君	産業建設課副主幹 奥田耕司君
産業建設課主査 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 宇佐川彰男君
教育次長 漁野文俊君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

○本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 3 号 国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 日程第 5 議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第 6 議案第 5 号 太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第 7 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- 日程第 8 議案第 7 号 太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 日程第 9 議案第 8 号 太地町職員旅費条例の一部改正
- 日程第 10 議案第 9 号 財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部改正
- 日程第 11 議案第 10 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 12 議案第 11 号 太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正
- 日程第 13 議案第 12 号 太地町介護保険条例の一部改正
- 日程第 14 議案第 13 号 太地町漁港管理条例の一部改正
- 日程第 15 議案第 14 号 太地町営住宅管理条例の一部改正
- 日程第 16 議案第 15 号 太地町消防団条例の一部改正
- 日程第 17 議案第 16 号 太地町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 日程第 18 議案第 17 号 太地町給水条例等の一部改正
- 日程第 19 議案第 18 号 太地町地域福祉センター椰の指定管理者の指定
- 日程第 20 議案第 19 号 国際鯨類施設の指定管理者の指定
- 日程第 21 議案第 20 号 太地町障害者グループホームの指定管理者の指定
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 5 年度太地町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 5 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 5 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 6 年度太地町一般会計予算

△開 会 午前 9 時 0 0 分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○8 番（筋師光博君）

報告いたします。去る 3 月 8 日、午後 1 時 3 0 分より議会運営委員会を開催し、令和 6 年第 1 回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は、本日より 3 月 2 1 日までの 1 0 日間とし、3 月 1 6 日、1 7 日、2 0 日を休会とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。なお、本日より町長の施政方針並びに提案理由の説明を受けた後、議案審議を行います。議事日程中、議案第 2 4 号、令和 6 年度太地町一般会計予算については、歳入歳出ともに款別に質疑を行い、さらに総括質疑をし、討論、採決をします。議案審議終了後、一般質問を行い、日程終了次第、閉会とします。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は 1 0 名であります。定足数に達していますので、令和 6 年第 1 回太地町議会定例会は成立いたしました。ただいまから、令和 6 年第 1 回太地町議会定例会を開会いたします。

△表彰状の伝達

○議長（福田忠由君）

会議に入ります前に、表彰状の伝達を行います。このたび、長年にわたる議員の職責を通して地方自治の振興、発展に貢献された功績により、全国町村議会議長会から、三原議員が議員在職 5 0 年以上表彰を受賞いたしました。これより、表彰状の伝達を行います。表彰状、三原勝利殿、あなたは町村議会議員として 5 0 年以上の永きにわたり卓越した識見をもって地方自治の振興、発展に寄与された、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに名誉町村議会議員の称号を贈り表彰します。令和 6 年 2 月 8 日、全国町村議会議長会、会長、渡部孝樹。

（拍 手）

○議長（福田忠由君）

これで、表彰状の伝達を終わります。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりでです。

△日程第 1 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から3月21日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月21日までの10日間に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、森岡茂夫君、及び3番、海野好詔君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ほか28件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおりで。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告を願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

本常任委員会では、令和6年3月6日、午後1時30分より介護保険事業について、その他について説明を受けました。以上です。

○議長（福田忠由君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

報告をいたします。去る令和6年1月17日から19日まで、産業建設常任委員会は、行政視察を行いました。視察場所は長崎県五島市役所、糸島漁業協同組合、調査内容は、磯焼け対策について、磯根漁場保全活動についてであります。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長、筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

報告します。令和6年1月22日、1時30分から令和6年度議会運営について行ってまいります。次に、令和6年2月13日、8時30分より第1回臨時会運営について審議しております。そのほか、この3月8日、午後1時30分より議会運営委員会を開催しまして、その中で協議した内容について報告いたします。円滑な議会運営のため、新年度予算の説明については端的に行う。内容ある議会運営のため、質疑に対する答弁については、丁寧に詳しく説明すること。説明内容としては、大きな額の増減のあったものについて説明する。新規事業、終了した事業については、金額にかかわらず説明することとし、また、まちの重要事業についても金額にかかわらず説明することとする。以上のとおりでございます。報告いたします。

○議長（福田忠由君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の施政方針並びに提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の施政方針並びに提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦勞様です。令和6年第1回太地町議会定例会開催に当たり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、条例15件、指定管理者の指定3件、補正予算3件、新年度予算7件の計28件であります。令和6年度予算の概要について説明いたします。はじめに、令和6年度一般会計予算については、29億7,212万4,000円で、前年度と比較し、1億3,685万9,000円の減、率にして約4.4%の減となっております。次に、特別会計の予算につきましては、国民健康保険事業会計5億473万6,000円、介護保険事業会計4億9,574万6,000円、後期高齢者医療事業会計1億2,569万9,000円、くじらの博物館事業会計4億2,405万1,000円、水道事業会計収入8,366万5,000円、支出9,733万9,000円、公共下水道事業会計収入4,891万3,000円、支出7,225万1,000円となっております。次に、一般会計の各事業について、総務関係では特に夜間における住民の移動手段を確保するため、太地駅送迎サービス事業を新たに開始します。また、防災関係では避難路整備をはじめ、地域の防災力向上のため、引き続き各種補助事業を実施していきます。民生関係では、昨年度より試行的に行っております通院支援サービス事業を本格的に稼働するとともに、買い物支援サービスについても、引き続き実施していきます。また、体の機能、健康増進等のために、多目的センターに配備しておりますトレーニング機器を更新します。商工関係では、くじら浜公園のシンボルの一つ

である捕鯨船の塗装・修繕を行います。教育関係では、中学生への修学旅行費の助成事業を新たに開始します。また、これまでも実施しております教材・教具、給食費の無償化事業を継続するとともに、引き続き、生徒の学習環境の整備に努めていきます。各議案の詳細につきましては、各担当者より説明いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の施政方針並びに提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 議案第3号

○議長（福田忠由君）

日程第4 議案第3号、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

説明いたします。議案第3号、資料、新旧対照表をご確認願います。主な改正内容につきましては、第4条、見出し中、利用時間を開館時間に改め、規則で定めるとしていた開館時間や休館日を、同条第1項及び第2項に規定いたしました。それに伴い、別表第1を加えております。2ページをお願いいたします。第8条、利用料金について、利用料金は指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて、別に定めるものとするを、利用料金は指定管理者が、別表第2掲げる金額の範囲において、あらかじめ町長の承認を受けて、別に定めるものとするに改めまして、別表第2を加えております。その他、全体を通じて、字句の修正のほうを行っております。この改正につきましては、公布の日より施行いたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

これ、前回条例案が審議されたときに、私は利用料を明記すべきだというふうに指摘しました。その件に関しては、県に確認するという答弁でしたが、それは確認されたでしょうか。それから、今回使用料の規定はありませんが、使用料は取らないというふうに理解してよろしいでしょうか。それから、使用料と利用料の違いを説明をお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

県のほうと協議、話したかということなんですけど、県のほうにはしておりません。ちょっと関係機関のほうでちょっと協議しまして、今回精査しまして改正させていただいております。すいません、ちょっと使用料と利用料の違いという質問だったんですけども、ちょっとその辺また調べまして、また答弁させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福田忠由君）

答弁漏れないですか。質疑、ほかありますか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私の理解では、使用料というのは自治体の収入になるということで、管理業務の必要経費は全額を自治体が負担するというふうになっております。それから利用料に関しては、指定管理者の収入、これは管理業務の一部に充てるというふうに地方自治法に定められております。それを確認した上、もう一度答弁をお願いいたします。これ質問ではないんですが、私は前回利用料、使用料をきちっと条例にうたうべきだ、それは県に確認してほしいと申し上げました。言った以上、私も県に確認をしましたら、地方自治法に従って条例を定めるとき利用料を取る場合は必ず明記すべきだという回答を得ております。ここからはお願いなんですけど、ぜひこういう条例を作成する、提案するときには法令に従ってきちっと適正な条例案を提出するように強く望みたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、森岡議員言われたようなことを肝に銘じてやっていきたいと思います。この条例は、前回の議会やったですかね、海野議員からご指摘いただきまして、やっぱり改めるべきは改めようと、一生懸命みんなで考えたりとか、関係機関、知ってるところに聞いてできたんで、また、ご指摘事項ありましたら、その都度言っていただけたらと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

法第244条の2第3項の規定によりということ、この法第244条の2第3項の説明をお願いします。それで、この附属設備というの、これこざとへんやったかな、こざとへんになってくるとどんなに変わってくるんですか。附属の附、これ前々から思いやったんやけど。それと、この利用料ですね、太地町民やスポーツ団体等はどうなっているのか。多目的センターやとか公民館みたいにただにしてくれるのかですね、ちょっとそれ聞いておきたいと思います。図書は借りることができるのか、この4点お願いします。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

まず、地方自治法第244条の2第3項とはというご質問でしたが、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができるとなっております。続きまして、附属という字にこざとへんがついているということで、こちらにつきましては特段意味は特に変わりません。続きまして、太地町民とスポーツ団体との価格のところなんですけども、現在のところ未定でございます。この点につきましては、利用料金の承認申請書というものが指定管理者のほうから出てくる、提出される予定ですのでその際に協議のほうをしていきたいと考えております。図書の数なんですけども、こちらにつきましても同様に指定管理者のほうと協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

この条例の一部改正の中で、利用料金が条例の中にうたわれたということで、森岡議員等も話がありました。私は早速変えていただいたということで、これは評価できるというように考えております。またそれと、令和5年12月に制定されて間もないのですが、適正な条例の改正に努めたという、この改正が、理解でよろしいのでしょうか。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

海野議員のご指摘いただきまして、一生懸命考えさせていただきました。条例というルールですね、ルールというのは、その都度、その都度、社会の状況に応じて変わっていくものだと思います。今の段階で、私どもはとりあえずこういうふうな形でルールを定めさせていただきました。その都度、やはり当初想定していなかったようなこととかも出てくると思います。その際には、海野議員、教えていただいたように、その際にはきっちりもう一度考え直して、そのときにこのほうが適正じゃないかと思うように、より精査していきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

私もそのとおりだと思いますので、今後とも、ほかの条例等も、もう一度精査していただ

いて、おかしい部分があれば一部改正というのをやっていただきたいなというように思いますので、そこら辺よろしくお願ひしときます。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

先ほど、森岡議員のご質問の答弁漏れについて、答弁させていただきます。森岡議員おっしゃるように、利用料、使用料の違いというものはどちらの収入、どちらの立場で定めているものか、徴収してるのかというところで、自治体のほうで徴収するようなものであれば使用料、指定管理者のほうで収入するようなものは利用料というところになります。一つ、見解の相違があるかなとは思いますが、利用料についてきちっと条例で定めなさいと、それを間違いなくそのとおりでございます。ただ、利用料金というものが幾らという金額をガチッと定めるもの、それが定めること全てではないと考えております。これは他の自治体で、私も横浜のほうへ、法制執務のほうで勉強させていただいてきましたが、法規のつくり方として、言葉で定めたりとか、範囲を定めたりということはあることであります。その際に、議員各皆さん懸念されているように、何でもありというふうになってはいけませんので、ある程度の範囲を定める、制限を持たせるっていうところで、今回の利用料については定めていないのではなくて、こちらが定める額というのが、ここに、別表に定める金額、これを上限とした範囲内の額、これが利用料であるということが定められていると、そういう解釈であります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

執行さんとの見解の相違というのはあるかと思ひます。これは何の違いかといひますと、私が考えてるのは、やはり自治体が定める条例は、等しく住民に分かりやすく、公平に、公明正大に精査ができる、理解ができるということが大事だと思ひます。そうすると、前回の条例案においては、不確かなところがあったから私は指摘したんです。何十何円まで書けとは言ってるんじゃないです。書けないのであれば、それは規約で定めるだとか、そういったルールをきちっと、住民から問い合わせがあったときには、条例には入ってないですが、規約なり要綱できちっと定めてあります。適正に運営できるルールになっております。そういう仕立てになってなかったから私は指摘したんです。だから、今回変えたんだと思ひます。これはもう見解の相違だと思ひますが、よりよくするために、きちっとこれからも議論をしたいと思ひます。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ごめんなさい、私の誤解があったようです。先ほど森岡議員のおっしゃったことというのが、この議案、今回提案させていただいた議案が適正にされていないというふうにこちら受け取りましたので、こちらはそうではなく、こちらとしてきちっと定めさせていただいてということをお伝えしたかったという、そういうことであります。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。7番、三原君。

○7番（三原勝利君）

現在、これに対するIWCでもいろんな議論の反映も出てきているんじゃないかと思うんですけども、かなりそういった反対勢力がこの会館を阻害するという行動に出るおそれも一応考慮に入れておいたほうがいいんじゃないかと思いますが、この辺りの準備というか、大げさですけど、警察へお願いしておくとか、いろんなことをお願いしておいたほうがどうかと思います。平和な施設ですから、そういったものを構える必要はないとは思うんですけども、やってくる連中は訳も分からん、鯨が神様やというふうな連中はたくさんおりますので、そういった連中がここんとこの活動をしばらく沈静しているのを見てますと、これに関して何らかの行動を起こしてくる可能性があると思いますので、その点も配慮をお願いしておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

三原議員ご指摘の今の警備上の話の件につきましては、今現在、もうこの施設整備する前からですけども、所轄の新宮警察署をはじめ和歌山県警の本部の公安課であったりとか、警備課のほうと、警備内容等を詰めながらご指導いただいております。情報を随時入りましたら、警察、また海上保安庁等も共有しながら施設の運営のほうを図ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第3号、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第4号

○議長(福田忠由君)

日程第5 議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長(森本直樹君)

改正内容について説明いたします。今回の改正は、令和6年4月1日より産業医を任用する方針のため、その報酬額として、月額3万円を新たに定めるものです。なお、金額につきましては、特別職報酬審議会に諮問を行いまして、全会一致で賛成をいただいていることを申し添えます。説明は以上です。

○議長(福田忠由君)

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番(漁野尚登君)

産業医というのはどういう仕事をするのかということと、やっぱり坂野先生がなるのかと、2点だけ。

○議長(福田忠由君)

森本総務課副課長。

○総務課副課長(森本直樹君)

産業医なんですけども、医学的な立場から主に労働者の健康管理面について、助言や指導を行う医師ということで、具体的な業務内容としましては、労働者への健康管理面の指導であったり、町からの相談等の業務を想定しております。坂野先生に一応お願いする予定としております。以上です。

○議長(福田忠由君)

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず1点なんですけれども、なぜ、今、産業医を配置することにしたのかというのがまず1点です。そして、今、坂野先生ということなんですけれども、失礼ですが坂野先生は産業医の資格をお持ちになっているかということです。産業医として名前だけでなく、職員の職種によっても、きちんと対応してもらえるのかということなんですけれども、一応、事務職は事務職、現場の人は要するに重たいものを持ったりですね、そういうときには、腰痛等、いろいろなことが出てくると思うんです。後メンタル的なもの、そういうことも含めて、そういう対応がきちんと対応してもらえるのかっていうことですね。だから、本来なら、恐らく僕の記憶では1か月に一遍、大体職員を見てどうなのかということをしていくんじゃないかなというような思いがあるんですけれども、そこら辺もう一度ちょっと教えていただきたいと思います。また、業務内容等を詳細にして契約を結ぶべきだと私は思うんですけれども、そこら辺も行うのか、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

1点目のなぜ今なのかということなんですけれども、やっぱり最近ちょっとメンタル不調等、訴える職員とか出てきておまして、そういった職員の対応にちょっと苦慮している部分があります。そういった場合に相談したり、助言、指導を仰ぐことができる、やっぱり医師が必要なんじゃないかということで、今回選任する方針となりました。2点目の資格の件なんですけれども、一応、医師会のほうにも照会をしまして、太地町内に坂野先生がいらっしゃるということだったんで、資格は持っているというところです。3点目の職種ごとにいろいろ腰痛のこととか、そういう運用面の話なんですけれども、そこはちょっとこれからいろいろ詰めていかないかんのですけれども、一応基本的には役場全体でなんで、職員会計年度合わせて全体で170人います。そういう健康面であったり、身体面、ちょっと問題があるような方については、ちょっとこういう人がおるんやけども、ちょっと先生、勤務内容とかどうしたらいいですかという、そういう相談をちょっとしたいなと思っております。契約なんですけれども、一応この産業医の業務につきましては、労働安全衛生規則に書かれている業務が行うということで、特に具体的に契約を交わすというところは想定してないんですけれども、ただ、そういう任用条件、大まかな方針を書いたものなんですけれども、それをちょっと通知させてもらってお願いしたいなと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

一応、業務上の診察というんですかね、これ非常に大事だと思います。最近特にメンタルの部分、恐らく太地町でもストレスチェックですかね、ああいうことをやってると思うんですけれども、それで対応が、そこにも産業医が含まれていて、いろいろ相談もできると思うんですけれども、それでことが足りないから産業医を置くということだと思っんです。それはもう僕も必要かなっていうように思います。ただ、その坂野先生を指すわけじゃないんですけれども、僕の経験上から産業医という名前だけであって、なかなかきちっとした対応をしてくれなかった医者もあります。だから、そこら辺はせつかく置くんだったら、きちっとした、その対応をしていただきたいなというように思うんで、契約等ということも言わせていただいたんです。だから、契約を結ばなかったとしても、業務上こういうことをしていただきたいと、職員のためにもそういうことをやっていただきたいというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

十分認識しております。海野議員やったら、役場でも、もう大先輩なんで分かると思うんですけれども、やっぱり今多いんですよ。苦慮しとって、契約まではいかんかも、ちょっとできんかも分かんすけども、十分そういうことをお伝えして、努力してまいりたいのでよろしくお願いします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第5号

○議長（福田忠由君）

日程第6 議案第5号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。地方自治法の改正等により、会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給することができるようになりました。これを受けまして、本町におきましても、令和6年度より会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、規定の整備を行うものです。新旧対照表1ページをご覧ください。1番上の第3条の改正は、給与の定義に勤勉手当を追加するものです。以下の規定は、勤勉手当の支給率等について、新たに追加する内容となります。第14条の2は、フルタイム会計年度任用職員の、第24条の2は、パートタイム会計年度任用職員の規定となります。支給率はそれぞれ0.4875月分、年で言いますと0.975月分の設定としています。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この勤勉手当というのは、どういう手当なんですか。勤勉というのは、勉強とかほら、仕事とか一生懸命に励むということなんで、勤勉手当というの前から不思議やったんやけど、どういう手当なのかなと思って。これ年間幾らぐらい予算上増えるんですか。それと第14条の2というので、給与条例第20条第2項中100分の102.5とあるのは、100分の48.75とするというのの説明をお願いします。それと、勤勉手当、これ町長が規則で定めるものを除くとあるんですけど、これもちょっと説明をお願いします。ちょっと聞いておきたいんですけど、公務員の給料、これも議案外やったらもう議案外と言うてくれたらいいんですけど、公務員の給料というのは、この控除項目、控除というのはどういうもんが控除されたのかちょっと教えてほしいんですけどね。民間やったら健康保険料とか介護保険とか厚生年金保険料とか、雇用保険料、所得税、住民税、引かれるんですけども、公務員というのは、控除項目、どんなものがあるのかちょっと教えておいてほしいんですけど。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

1点目の勤勉手当とはいうところですけども、公務員のいわゆるボーナスと言われる部分なんですけど、期末手当と勤勉手当、この二つの手当によって構成されています。期末手当は何かと申しますと、生活費への補充の意味合いの手当でありまして、ご質問の勤勉手当につきましては、勤務成績への報奨的な意味合いを持つ手当となっております。2点目の年間に必要となる額、これ会計全体で申しますと、1,942万6,000円を見込んでおります。3点目の第14条の2の部分の率のところですけども、100分の102.5というのは、これこの規定というのは職員の率なんですけども、ここを読み替えて、会計年度については100分の48.75としますよという読替規定となります。その下、第24条の2の町長が規則で定めるとはこういった方なのかと、一応想定としては役場を退職されたOBの方を想定しております。最後の控除項目の話ですけども、議員、先ほど言われたような民間と同じような部分が多いんですけども、保険料だったり、所得税、住民税、そういったものが控除しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君

○3番（海野好詔君）

役場職員で、私の記憶では再任用という言葉使っていないのかどうか分かりませんが、再任用の方はボーナスとかなかったような記憶なんですけども、先ほどの説明では、任用と言われたような気がするんですけど、僕の聞き間違いだったら悪いんですけど、もう一度ちょっと確認させてください。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

再任用職員にはありません。これは会計年度任用職員ということでよろしく申し上げます。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

勤勉手当、やっぱり会計年度の職員のほうがやっぱり低くなってるということで理解しといたらよろしいんですね。この勤勉手当の第14条の2によって、正職員よりやっぱり低く抑えていると理解しといたらいいですね。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

この率というのは、うちは再任用職員はないんですけども、国にも再任用職員という制度がありまして、そこで採用している率がこの率であります。今回はその率を採用したというところでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第5号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、太地町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案6号

○議長（福田忠由君）

日程第7 議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願ひます。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。今回の改正は、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給が可能となり、本町においても支給する方針のため、これまでであった除外規定を削除することが主な内容となります。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員というのはどう

いう職員ですか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

フルタイム、パートタイム会計年度任用職員ということでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第7号

○議長（福田忠由君）

日程第8 議案第7号、太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

太地町職員の特殊勤務手当の条例の一部改正について説明いたします。今回の改正は、前回の定例会におきまして議員さんより意見をいただきました特殊勤務手当についての改正でございます。今回改正する手当につきましては、業務の内容から不快または困難な勤務であり、特に救急業務を行う職員は、傷病者との接触などほかの職員に比べ負担が大きい部分がありますので、今回、次のように改正したく提案させていただきました。新旧対照表をお願いします。別表中、税務手当、厚生手当は現行の1,000円から2,000円に改正し、

上段の厚生手当を適用範囲の内容から衛生手当に改正し、救急手当の救急業務に従事する職員のところを、現行の8,000円から1万円に改正します。附則として、この条例は令和6年4月1日より施行します。また、改正後の条例の規定は、施行の日以後に勤務した者から適用し、同日前に勤務した者については、なお従前の例によります。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

ちょっとでも上げてもらうことに関しては、反対はせえへんのですけども、これ、一般職員が救急業務に就いているまちって、太地町以外にどっかありますか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

すいません、ちょっと全国まではちょっと分からないんですけど、県内ではうちだけでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

さっきの産業医のことで関連してくるかも分からないですけど、精神面とか、辞めてく人間が多いというのが、これに関係してあるように思ってしまうんですけど、町としてはどのように考えてます。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

それだけではないと思うんですけども、今全国的に辞めていく離職者とかというのは結構他町村の方ともたまにお話する機会あるんですけども、やっぱりどこも一緒らしいんですよ。県に聞いてもやっぱり多いし、学校の先生も多いとかいうようなこと聞くのは聞くんですけども、ただ言われてるその救急の業務をやることによる負担というのも十分考え、こちらのほうとしては十分認識はしているつもりであります。だから、その根本的なものについて、ただ今のところは住民のために一生懸命やっていたらいいんですけども、これから十分考えていかなあかんことやなと思うんですけども、ただ現在、このような形では進んでおりますけれども、以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

聞くところによると、執行会計管理者とか、森本君とか、まだ救急へ乗っ取るみたいなんですけど、やっぱりそういう人はちょっと外したってほしいと思うんですけど、やっぱり人がおらんのですか。やっぱり上になってきたら、やっぱり仕事も多いやろうし、その辺ちょっとと僕はいつも考えてるんですけど、その辺どんなんですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

十分検討させてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず、役場職員のこの税務手当1,000円から2,000円に上がった。これ、当然上げていただいても、上げたってほしいんですけども、これ僕の記憶違いだったら申し訳ないんですけども、税務というのはお金をいただくという仕事で、やっぱり精神的な負担が多いんじゃないかということの特殊勤務手当的なものかなと私は理解してるんですけども、上げていただいた以上は、なるべくその滞納整理もきちんとできるだけやっていただきたいというように思いますので、そこら辺一つ要望として聞いていただきたいと思います。先ほど、漁野議員からも救急業務についての話もありました。私も以前に、救急業務については、前回も言わせていただきましたが、救急業務に従事する職員のところを2,000円上げただけですね。これよりも、私が前回言わせていただいたように、夜間・深夜の業務が大変だと思うので、夜間待機手当を上げてほしいということを再度言わせていただきたいと思います。通常の業務をしながら、これはもうあくまでも業務外の仕事だと私は考えます。先ほども県下でどうなのかということで、私も以前に言わせていただいたと思うんですけども、県下ではこのようなことをしているまちはありません。お金で解決できることではないと思いますが、救急業務を委託できないのであれば、少しでも職員に寄り添った配慮をするべきではないかなというように思うんです。そこら辺で、金ということでも嫌なんですけれども、今だったらその方法しかないのかなと思うんで、そこら辺も再度、もう一度考えていただきたいというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

ありがたい意見なんで、本当に私自身、町長に就任してから海野議員ご存じのように、患

者輸送車から救急業務にと変えて、職員の皆さんには本当に申し訳ないなという気持ちで、救急業務をやっている人たち、私も早く6時半に朝きたりしたときにも、夜間も仕事が終わってから労働をしていると、そのことについて本当に申し訳なく思っております。それに何とか応えるべく広域で救急業務というのを一生懸命やっていますが、何かにつけて合併の後の事が引きずって、県も指導してもなかなか広域でというのが今のところ行ってません。だけど、一つ一つ進んできてるんですが、さっき意見をいただいたのは非常にありがたくてですね、少しでも職員の皆さんに伝えられるように、お金のことと言って失礼ですけど、今、その段階しか海野議員が言われるようにないのかなと思ってるんで、ぜひ、早くそれを実現するために議会に提案していきたいんで、何とぞよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第7号、太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第8号

○議長（福田忠由君）

日程第9 議案第8号、太地町職員旅費条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

太地町職員旅費条例の一部改正について説明いたします。今回の改正は近年の物価高騰の

経済情勢を踏まえ、日当等の見直し、また現在、東京都内及び政令指定都市の宿泊料については、非常勤特別職と常勤特別職及び一般職員では支給額に違いがありますが、これを同額にする改正、また、旅費の調整規定を明確にするための規定を設ける改正をしたく提案させていただきました。新旧対照表をお願いします。第16条の旅費の調整ですが、この条例による旅費の支給が著しく均衡を欠く場合に備え、規定を明確にし改正します。次に、別表中の特別職常勤職員、非常勤職員の県外・県内の日当を500円増額し、県外を3,500円、県内を2,500円に改正します。2ページをお願いします。一般職員については特別職と同額にすることで、日当の県外を3,500円、県内を2,500円、宿泊料の県外を1万3,000円、県内を1万1,000円に改正します。別表下の1で自家用車を使用した場合の1kmの単価を20円から30円に、3については字句の改正、改正前の7につきましては、特別職と一般職の旅費支給額を同額にすることから削除します。改正後の7につきましては、現在、非常勤特別職のみ宿泊料を東京都内3割増し、政令指定都市2割増しになっているのを、常勤特別職及び一般職員にも適用し、日当についても、これを適用にするよう改正します。改正後の8につきましては字句の改正でございます。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。また、改正後の条例の規定は、条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例によります。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

資料1ページの16条の2、当該旅行における特別の事情とか旅行の性質上困難である場合という文言がありますが、これは具体的にはどういうことが想定されるのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

今、議員質問いただいた件でございますが、この件につきましては職員が消防学校とかに行った場合に、特に宿泊費とかそういうのがちょっと発生しませんので、そういうときにつきましてはもう旅費を支給しないということを明確にした条文になっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

これ日当と一般職員が同等になるという主な改正だと思うんですけども、宿泊料につきましては、恐らく改正されてないのかなというように思うんです。町長とか副町長、後また

課長等、県外、特に東京とかいろいろなところへ行かれると思うんですよね。今、コロナが明けてから、外国人観光客とか、いろいろな観光が増えてきて、ホテルが取りづらい状態じゃないかなというように思うんです。また、最近、ホテル等も相当値上がりしているように感じるんです。だから、この金額で本当に出張されて負担にならないのかなというように思うんです。今後、来年に向けて、もう一度宿泊料金が適正なのかということも検討していただきたいというように思うんですが、どうですか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

今回の改正につきましては、一応職員につきましても、東京を利用した場合は3割増しの宿泊料になるということですので、今後、海野議員言われたように、ホテルもなかなか取りにくい状況というのがありますし、日によってはすごい高い日もありますので、その辺は今後また検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

旅費の調整というのはちょっと分かりにくいけど、分かりやすい例をあげてちょっと説明してほしいんですけど、航空賃については、特に必要と認めたときと書いてあるんですけど、これはどういうときですか。大体、飛行機で行ってるように思うんですけども、遠いところに行くときは。この1km30円とした理由、燃費がだんだんよくなってきて、こんなにいるのかなと思うんですけど、僕は南紀ボーイズつくったときに、役場は1km10円やったと思うんですけど、それ参考にして10円にしたんですけども、今20円になっとなら、それで30円と、この上げる理由というのは、今、燃費というのはすごい伸びてるように思うんですけども、それから、この5項になるのかな、5項の130km以遠というのは、どういう基準で決めたのかということと、その下の75km以遠というのは、これもどのように決めたのか、75キロいうたら白浜ぐらいだと思うんですけどね。それで130キロいうたら和歌山ぐらいかな、それちょっと教えておいてほしいと思います。悪いんですけど、ホテルもね、もう実費にしたらどうですか、こうやったら。日当をもうちょっと上げると、いやだから、これはちょっと町民聞いても分からんと思うけど、この意味が。僕はホテルはもう実費にして、日当を5,000円ぐらいにしておいたら、そのほうがええん違うかなと思うんですけど、それ反対する議員もおるやろうけど、でも、そうしたらもうホテルも別に心配しなくてもええし、そうしたらどうですか。これは議論したらいいと思いますけど。いろいろあるんで、だから、日当を5,000円ぐらいにして、ホテルは実費にするということにしたらホ

テルの心配もないと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

旅費の調整の具体例ということなんですけども、ちょっと先ほども申し上げさせていただいたんですけども、職員が例えば研修等で、救急課程とかそういうことで消防学校へ行った場合に、宿泊料とか食事代というのがあちらのほうで支出してますので発生しないんで、それについては宿泊代は支給しませんということでございます。後、20円から30円の改正なんですけども、私の記憶ですと最初から20円の設定というふうに認識しております。これにつきましては、当時20円設定したときのガソリン価格と現在の価格を、上昇率というのを見まして、それで大体1.7倍ぐらいになっております。それについて、それでいくと大体30円以上超えるんですけども、ただ議員おっしゃるように、自動車の燃費等もよくなっているということも含めまして、その辺を勘案して30円という数字を今回、提案させていただいております。後、130kmを超えるということなんですけども、想定としましては、御坊より先の旅行ということになっております。以前は、特急については、勝浦のほうに出てから、御坊へ行くということで130km以上というのがその距離にあったんですけども、今はちょっともう太地駅からの計算になりますので、御坊より先の和歌山とか、そういった場合のことを見越しております。75kmにつきましては、議員おっしゃる通り白浜ということになり、より先の旅行ということで、この条文というか文面でいきますと、白浜ですとやっぱり普通電車で行くと約2時間ぐらいかかります。そういった場合に、合理的ではないので、それより先については、特急券を支給しますということになっております。後、ホテルを実費にしたらいんじゃないか、日当を5,000円でどうかなということなんですけども、その辺につきましてはちょっとまた今後の課題というか、検討していきたいと思っておりますけれども、今回、一応旅費の形でこういった改正のほうで提案させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

ほかに。暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（福田忠由君）

再開します。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第8号、太地町職員旅費条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、太地町職員旅費条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第9号

○議長（福田忠由君）

日程第10 議案第9号、財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ご説明いたします。この改正は、第7条第1項第3号で定めている建物その他の物件の貸付期間の上限を5年から10年に延ばすものです。国際鯨類施設を貸し付けるにあたり、その期間について検討したところ、他の市町村では10年、5年、規定をしていないなど、バラバラの状況で国は10年でした。このようなことを踏まえ、総合的に考慮し、この改正案を上程するに至った次第です。説明は以上です

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第9号、財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第10号

○議長(福田忠由君)

日程第11 議案第10号、太地町税条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者(執行貴弘君)

ご説明いたします。この改正は、先に起こりました能登半島地震により受けた災害について、令和6年度の町民税の雑損控除の対象とする特例を定めるものです。雑損控除につきましては、通常、損害を受けた年の分として控除となるため、今回の能登半島地震では、令和7年度の町民税の算定の対象となります。しかし、能登半島地震による損害が令和5年から1日空けただけの、令和6年1月1日だったということもあり、今回の特例が地方税法において設けられました。このことから、このたび改正するものです。本町において該当となるケースは、被扶養者が災害地に住んでいて損害を受けた場合などになりますが、該当者がいる可能性は限りなく低いと考えております。説明は以上です

○議長(福田忠由君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

質疑を終わります。討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから、議案第10号、太地町税条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、太地町税条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。10時25分より再開します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（福田忠由君）

再開します。

△日程第12 議案第11号

○議長（福田忠由君）

日程第12 議案第11号、太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

太地町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の改正は、マイクロチップを装着した犬の届出をオンライン等で行うことにより、狂犬病予防法の登録の申請があったものとみなし、登録手数料を徴収しないよう変更を行うものです。新旧対照表をご覧ください。第2条関係の別表第2の改正です。現行では、狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料としまして3,000円を徴収しておりましたが、犬に装着されているマイクロチップについての情報を飼い主が指定登録機関へ登録することで、狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなすことから、登録手数料を徴収しないようにするものです。附則としまして、この条例は公布の日より施行いたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

そのチップをつける手数料、チップをつけるのは飼い主がするわけですか。チップをつけるお金というのは、それどうなっているんですか。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

チップをつけるにつきましては、飼い主が動物病院等をつけることとなります。もしチップをつけた犬を譲り受ける場合については、登録手数料のみが負担することとなります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第11号、太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第12号

○議長（福田忠由君）

日程第13 議案第12号、太地町介護保険条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

太地町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の主な改正は2点で、介護保険料率の改定と保険料段階の多段階化、9段階から13段階への見直しによる改正となります。新旧対照表をご覧ください。第2条第1項にて第9期介護保険計画の期間となります令和6年度から8年度に年度を改めます。次に第2条第1項第5号にて定める年額8万5,200円、月額にすると7,100円を基準として階層ごとに保険料率を改正いたします。また、所得が少ない方に対しては負担が少なく、所得が多い方に対してはより多く負担していただくという考えのもと、新たに10段階から13段階が創設されたことに

より、第2条第1項第10号から13号の追加を行います。また、第2項から第4項までは低所得者への軽減を記載しております。第2条第1項第1号から第3号までに対象となる方の保険料率の読替えを規定しております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

第1号から第3号が公費による負担軽減措置が行われるということなんですけれども、第3号に関しては5万8,780円が5万8,360円にしかならないで、第1号の場合は3万8,760円が2万4,280円、第2号においては5万8,360円が4万1,320円となるのに、3号の方はもう420円だけですか、安くなるというのが。これはどういう理由でこうなったのかというのと。それと、第1期から第7期の基準額、そして年額を教えてくださいと思います。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

軽減の率なんですけれども、3号につきましては、標準となる率が10分の6.9、軽減後の率が10分の6.85となります。ですので10分の0.05の減額となります。その差になります。あと基準額につきましては、申し上げます。第1期が基準額の月額1,983円、年額で言いますと2万3,800円、2期が月額2,672円、年額3万2,064円、3期が月額3,023円、年額3万6,276円、4期、これ3期と同額になるんですけれども3,023円、年額にしますと3万6,276円、第5期ですが、月額3,700円、年額が4万4,400円、第6期が月額5,800円、年額が6万9,600円、7期、こちらも同額で5,800円、年額で6万9,600円となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

質疑は短くということなんですけれども、私ちょっと介護保険に思いがあるんでちょっと長くなりますけれども、それはちょっとご容赦願いたいと思うんです。ほんで、この条例の改正は、介護保険料値上げによる改正だと思うんですね。令和4年度決算では、基金積立が1,000万円、約です。繰越金が約2,000万円ありました。課長は1,000万円は基金に置いておきたいという答弁しましたよね。その後、2,000万円は繰り越しであるんですけれども、そこら辺はどうされたのかなと、令和5年度でこの繰越金を使ってしまったのですか。だから、財源がなく令和6年度からこの計画で値上げするのですかということ

をお聞きしたいと思います。今回、その介護保険計画が令和6年度からの支出に絡むもので、どのようなことが介護保険事業を圧迫すると考えて値上げされたのですか。以前、私が南紀園で園長のときに委員として参加させてもらいました。計画の説明等を聞いて、業者丸投げの感がしました。そのときも、介護保険料の値上げ等の話もしていましたが、当時、基金等もあり、値上げするのはどうなのかという発言をさせていただき、値上げはしなかったという記憶が私にはあります。本当にこの介護計画策定の中で、支出等も洗い出し、本当にこの額でいいのかという審議はされたのですかと言うことをお聞きしたいと思います。値上げのパーセントはいろいろありますけれども1.4%が中心です。10号から13号が新たに追加されましたが、これは何のために、先ほど説明があったんですけれども、もう一度、何のために今追加されたのかお聞きしたいと思います。この10号から13号までに該当される方はどのような方で、所得はどれぐらいか。分かればですね、個々に教えていただきたいと思います。私は、常々年金生活者は年金が上がらないので大変であると言わせていただいております。年金生活者にとっては公共料金が上がるのが一番大変なことだと思うんですけれども、そこら辺も考えて、こういう値上げに値上げをされたのか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

5年度の繰越金の件なんですけれども、繰越金2,000万円ございました。こちら令和4年度の決算時での繰越金につきましては、国、県の補助金、そして一般会計からの繰出金の合計された金額となっておりますので、決算後に法定内の負担割合になるよう精算をいたします。その後、国、県への返還金を返還しまして、あと一般会計へも戻します。そうするとこの2,000万円が残高が約190万円となりますので、この190万円が基金への積み立てというふうな形になってくるかと思っております。この基金なんですけれども、残高につきましては2月末で1,036万4,000円になります。これに先ほどの額を積み立てることになるんですけれども、令和4年度につきましては、新型コロナウイルスが流行した時期でもありまして、給付があまり伸びなかったのではないかと考えてます。今後の3年間につきましては、新型コロナウイルスが5類に下げられたことでもありますので、給付についても増額となると推測されるため、今回の保険料の設定とさせていただいております。後、どのようなのが介護保険事業を圧迫するのかということなんですけれども、こちらの先ほど申し上げましたとおり、令和3年度から5年度につきましてはコロナウイルスの時期でもありまして、居宅介護サービス給付費が令和2年度から4年度について給付額が減額をしておりました。具体的な数字を申し上げますと、コロナウイルスが流行する前の元年度の給付が1

億358万1,247円でありました。これが令和2年度になりましたら、9,220万円余となりまして、こちら約1,000万円の減少となっております。3年度につきましては9,500万円ほどで若干上昇しておりますが、4年度につきましては、また8,200万円ほどとなりまして、1,000万円ほどの減額に生じております。これコロナウイルス5類に引き下げられた見込み、本年度の見込みにつきましては、約9,500万円となっております。こちらコロナ前の水準に戻りつつありまして、給付費が上昇してくるのではないかと考えております。また、介護報酬の改定も行われており、率にして1.59%の上昇でございます。報酬改定につきましては、全ての事業に影響が出てまいりますので、給付の増大が見込まれます。このような要因があるため、今後、介護保険事業を圧迫するおそれがあるため保険料の設定をさせていただいております。こちらのほう、引き続き審議を委員会等の中で行いましたでしょうかというご質問だったかと思えます。策定委員会の中でも給付費の見込みにつきましては、令和6年から8年までの具体的な数字をお示しさせていただきました。基金、先ほども申しあげました基金、1,036万4,000円は当初予算で見ますと約2%となっております、非常に少ない金額であると認識をしております。基金が全てなくなり赤字となった場合、財政安定化基金より貸付け等を受けることとなります。そうすると、赤字を返還するために次期介護保険料でさらに保険料を値上げすることとなりまして、町民の皆様にも多くの負担を強いてしまうことにもなります。そのため、給付の増大が見込まれている保険料を上げないといった選択を取るのには適切でないというふうな考えに至りました。後、値上げの率、1.044%ということで、これ中心ということで、後々10から13号の追加ということだったかと思えます。こちらは、第9期介護保険計画より今までは所得段階が9段階までだったのが、所得が少ない方に対してはより負担が少なく、所得が多い方に対してはより多く負担していただくという、1号被保険者での所得再配分機能を強化するといった目的のもと創設されたものでございます。後、10から13号にどのような方が該当するかということだったかと思えます。こちらが、まず10段階に該当される方が本人所得額が420万以上の520万未満、11段階の方が、本人所得額が520万以上620万未満、12段階が所得額が620万以上720万未満、13段階が、本人所得が720万以上の方となります。後、最後に年金の方にとってこういう料金が上がるということがあったかと思えますが、そういう大変な中での保険料の金額増額となりますが、介護保険事業の運営のためご理解賜ればと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑、3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

一般質問でもまた詳しく聞きたいと思うんですけれども、以前にも説明あったと思うんで

すけれど、国保もコロナにより受診率が下がったと。だから、介護も受診率が下がったということじゃないかなと思うんですね。の受診率が下がるということは、そういう施設に入ってる人というのは当然そのままだと思うんですよね。だから、どちらかと言えばデイサービスとかそういうのを利用する人が少なくなったのかな、コロナによってなったのかなと今話を聞いてて思うんですけれども、そこら辺こんなこと言ったら失礼なんですけれども、健康保険も一緒です。本当に必要な人が行ってる、コロナは怖いですから、多分自重したのだと思うんですけれども、本当に実際に必要なのかという部分も若干あるんじゃないかなと、こういうことを言ったら語弊があると思うんですけど。だから、僕はそういう感がありますから、そういう人たちをこれからまちとしてどうやっていくのと、サービス以外にですね、いうことも必要じゃないかなと思います。ほんで、後、僕、介護保険だけじゃなくて、保険というのは相互扶助という考えはしてます。だから当然、所得の高い人が負担する、それはもう当然だと思います。だけれども、やっぱり歳出で抑えられる部分というのは、やっぱり抑えるべきじゃないかなというような気持ちは持ってます。そこら辺で、今回条例の改正の部分ですからあんまりしつこくは言いたくないんですけれども、そこら辺、そのように私は思います。もう答弁はいいです。また、一般質問でじっくりとやらせていただきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第12号、太地町介護保険条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、太地町介護保険条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第13号

○議長（福田忠由君）

日程第14 議案第13号、太地町漁港管理条例の一部改正を議題とします。事務局長に

朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

太地町漁港管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の改正は、本条例に規定する上級法が改正され、令和6年4月1日から施行されるため行うものでございます。新旧対照表をご覧ください。漁港漁場整備法から、漁港及び漁場の整備に関する法律に改正をしております。令和6年4月1日からの施行でございます。以上です。

○議長(福田忠由君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから、議案第13号、太地町漁港管理条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号、太地町漁港管理条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第14号

○議長(福田忠由君)

日程第15 議案第14号、太地町営住宅管理条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長(脊古 景君)

太地町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。新旧対照表をお願いします。公営住宅への入居に際しての保証人について、近年、身寄りのない単

身高齢者等が増加していることなども踏まえ、今後、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるところです。保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、保証人に関する規定を削除し、新たに緊急連絡人の提出を行うよう改正するものです。また、条文の構成や送り仮名についてもあわせて改正させていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これは説明受けたんですけど、緊急連絡人を2人以上ということなんですけども、これは収入を有する者でというのがないんですけども、それは大丈夫なんですか。それと、第57条第2項に規定する通知を受けた者とは、この規定する通知というのはどういう通知なんですか。それと町長が別に定める所定の書類というのはどういう書類なのか、その3点だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

その保証人について削除させていただきまして、その収入を有する者の書類と保証人について求めることとなつたんですけども、その緊急連絡人に改正させていただきます。それで、これからまだ細かいことについては精査していくんですけども、同じ書類を提出していただいているのであれば、保証人を緊急連絡人に改正するといったところも、ちょっと言葉が変わるだけになってしまうのかなというところで、緊急連絡人については、収入を有する証明書等は求めない方向で考えております。所定の書類につきましては、入居する際に、契約書であつたり、入居する方の課税証明と収入を証明するもの（訂正＝誓約書と車検証の写し）を提出いただいております。後、57条第2項の通知ですが、入居等の決定通知（訂正＝駐車場の使用決定通知）となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（漁野尚登君）

所定の書類というのは。

○議長（福田忠由君）

答弁漏れ。休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（福田忠由君）

再開します。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

契約者や入居する方々の所得を証明するようなものとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ちょっと今、説明がよく理解できなかったんですけど、保証人から緊急連絡人になると、言葉の我々素人は語感からいくと、何か入居者に問題があっても保証人が負う責任と緊急連絡人が負う責任というのは明らかに違うだろうと想像してしまうんですけど、そうすると、契約書の中身も大きく変わってくるんじゃないですか。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

契約書の内容についても、変わるところは出てきます。当然、保証人と緊急連絡人というところであれば、責任の重みというか、そういうものも変わってきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

緊急連絡人というのは、収入を示すというか、それを提出する義務はないんですか。それだけちょっと聞いとかなんだら、何かあったときに保証人に、保証人が代わってしてもらいなあかんので、その辺はちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

提出義務については、規則のほうで定め、保証人のときは規則で定めてるんですけども、緊急連絡人についても、提出していただく書類については規則のほうを改正する必要があるんですけど、いま一度検討しながら、規則のほうで定めていけたらと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

○議長（福田忠由君）

再開します。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

国土交通省より出ております公営住宅管理標準条例というのがございまして、それが改正されておりますので、それに合わせたものとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第14号、太地町営住宅管理条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号、太地町営住宅管理条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第15号

○議長（福田忠由君）

日程第16 議案第15号、太地町消防団条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。今回の改正は、年の中途において入団や退団、また、階級に変動があった場合の年報酬の計算方法について月割り計算によって行う旨を新たに規定するものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ改正前はどのようにしてたんですか、そしたら。それちょっと聞いておきたいと思います。それで、消防団というのは何分団あって、その分団に所属する、現在所属している団員数をちょっと教えておいてほしいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

現在も月割り計算によって支給をしております。分団につきましては、現在6分団ございます。六つの分団があります。団ごとの人数ということですが、1分団が17名、2分団が25名、3分団が16名、4分団が29名、5分団が11名、6分団が19名となっております。団員だけでいきますと117名です。これに後、団長、副団長、本部が加わると、全体では128名とこういう構成となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ柱松はこれ何分団でやるんですか、全員がやるんですか、消防団、それちょっと教えてほしい。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

全員で対応します。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第15号、太地町消防団条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号、太地町消防団条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第16号

○議長（福田忠由君）

日程第17 議案第16号、太地町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。消防団員等に係る公務災害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める基準に従いまして、各市町村が条例で定める額に基づき行うことになっております。今回の改正は、最近の経済情勢に鑑み、消防団員等公務災害補償の基礎額を定める基準政令が改正されたため、所要の改正を行うものです。新旧対照表の1ページをお願いします。第5条第2項第2号は、消防作業に従事した方や救急業務に協力した方が、作業に従事・協力中に死亡、負傷、疾病にかかった場合等における公務災害補償の基礎額を定める条文であります。この基礎額を9,100円に改正します。2ページをお願いします。別表の改正ですが、この表は、消防団員が作業中に死亡、負傷、疾病にかかった場合等における公務災害補償の基礎額を階級、勤務年数に応じて定める規定となっております。補償基礎額をそれぞれ記載のとおり改正します。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

ちょっと聞いておきたいんですけど、これ救急業務とか消防作業中に従事し、死亡、負傷もしくは疾病にかかりということで、8,900円を9,100円にしたということなんですけど、もしこの部長、班長及び団員が亡くなった場合、10年未満の人だったら死亡したときには幾らぐらいもらえるんですか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

具体的な計算方法をちょっと、また後でお伝えします。補償基礎額を基に、例えば亡くなった場合であったら、遺族が例えば1人、2人とか、その遺族の人数によって係数がありま

して、基礎額に係数を掛けて遺族年金を支給すると、ほかにも、怪我した場合も同じような方法で算定するということになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第16号、太地町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号、太地町消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第17号

○議長（福田忠由君）

日程第18 議案第17号、太地町給水条例等の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

太地町給水条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され、令和6年4月1日から施行されます。それに伴い、太地町給水条例等の一部を改正するものとなっております。新旧対照表1ページをお願いします。太地町給水条例第5条、第35条第2項ただし書き及び38条第1号中の厚生省令を国土交通省令に改正するものです。3ページをお願いします。太地町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正します。第4条第6号中、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習

を国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習に改正するものです。将来、水道法施行規則の改正等による条ずれ等が生じた場合の条例の改正漏れを防ぐためにも、今回、改正させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ厚生労働省から国土交通省、環境省に変えた理由が分からんのですけども、資料の3ページの国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習というのがあるのですけども、登録を受けた者というのはどういう者なんですか。この改正前の水道法施行規則第14条第3項に規定する登録講習というのとどのように違うんですか。僕はあんまり、国土交通省って好きじゃないんでね。ちょっと聞いておきたい、大丈夫なんかなと思って。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

その登録されたものという言いますのが、公益社団法人日本水道協会となっております。講習の内容については、厚生労働省から国土交通大臣及び環境大臣に移管することでありまして、内容については変わるものではございません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第17号、太地町給水条例等の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、太地町給水条例等の一部改正は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

日程第19 議案第18号、太地町地域福祉センター棟の指定管理者の指定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

太地町地域福祉センター棟の指定管理者の指定について説明をいたします。太地町地域福祉センター棟指定管理者の指定について、太地町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第5条に基づき、指定管理者の指定をお願いするものでございます。指定管理を行わせる施設は、名称、太地町地域福祉センター棟、所在地は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満880番地の9、指定管理者となるものの名称は、有限会社山永サービス、代表取締役、山縣立児氏でございます。指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

一般質問で、度々私は棟の上層階で行っている宿泊施設、これは地方自治法の第244条の公の施設に当たらないではないかというふうに私はじめ海野議員も指摘しております。そのときの答弁で県に確認するとしておりますが、これは確認したかどうか、これが一つ。もう一つ、これも同じく一般質問等で条例に利用料金が明記されていないのは、地方自治法第244条の2に抵触するのではないかと、これも海野議員も同じ指摘をしております。そのときの答弁で県に確認するとしておりますが、確認したかどうか、確認したのであればその結果を教えてください。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

その議会の後、私同席させていただいたので回答させていただきます。まず、宿泊している部分のところは公の施設に当たるかどうかということなのですが、海野議員とかだと、実際こちら職員されてたので分かると思うのですが、今の地方自治法が改正されてから、県と市町村の立場、国と市町村の立場が同等ということになりまして、明確な回答、結果、マルかバツかというのは県は回答してくれません。後、文書によっても回答は控えるということで、明記したのもいただくことはできませんでした。ただ、協議の中で、こういった事

案、椰はこういった使い方してますというところで話をしたときに、公の施設というものになるものが何か前提として話が進んでいるような印象でした。その中で、県内においてもありますよということで、みなべ町で行っている紀州路みなべ、こちらの施設が国民宿舎としてやってるそうなんです、公の施設ということで、みなべ町においてもそういう事案がございます。過去において太地町で行ってました白鯨、あれも公の施設じゃないかなというように感じで話が進んでおりました。その中で、条例の規定の仕方がどうなのかというところなんです、利用料金とかははっきり明記してない状況ですね、そのことをもって即違法かといいますと、その辺についても、グレーだなというところの協議というか、相談内容についての向こうの話し方でした。ただ、もう先ほどの国際鯨類施設のときにもありますように、ただ、よくはないということで、こちらとしても十分改正していかないと考えております。ただ、申し訳ありません、椰については、ああいう形の福祉サービスという、福祉サービス、運用の仕方というのが全国どこをどうしてもないと、県としてもなかなか初めてのケースで難しいというところも議題にありまして、その中で私どももどういうふうに整理していくのか、どういうふうに規定していかないといけないのかというところが、なかなか簡単にいきませんでしたので、今回ちょっと条例のほうには、条例改正は間に合わなかったんですが、いずれ整理して、条例改正のほうも行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今、執行会計管理者のほうからみなべとか、そういう例をあげられましたけれども、あのみなべというのは、当初、宿泊施設として運用してやってたわけですよ。でも、今回の椰というのは、宿泊施設として最初から運用してないんですよ。だからそこら辺の違いは僕あるんじゃないかなというように思います。前の僕一般質問の中で、公の施設は住民の利用に供される施設である必要がありますと、公の目的のために設置された施設であったとしても、住民の利用に供することを目的としないものは、公の施設の概念から外れるというものですと僕は調べてるんですね。そうすると、福祉施設椰自体は、住民が利用されてると思うんです。ただ、宿泊施設として本当に住民が利用してるのか、例えば楽天トラベル、じゃらん、全て出してますよね。これはもう旅館業としての業を成してるんじゃないかなと。住民が利用する以前の問題で、もうこれは生業としてやってるんじゃないかと僕は感じるわけですよ、考えるわけですね。だから、その部分だけが、僕はおかしいんじゃないかなと指摘してるわけであって、椰全体をおかしいとは言っていないですよ。だから、そこら辺の部分、執行会計管理者はもう一度精査ということなんで、ただ、これもう5年、また経過するわけですよ。契約を結んでしまえば。だから本来なら、この契約を結ぶ前にそういうきちっと

した回答をいただいて、考え方をいただいて、この契約に僕は臨んでほしいなというように思うんですけど、だから、僕の考え方と執行部の考え方は違うと思うんです。だから、そこから辺本当にきちっとした公の施設ということを考えていただきたいというように思うんですけども、いかがですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

海野議員言われることはよく分かります。宿泊部分について、当初の段階で宿泊業というか、その部分を実施せずに、最初はそうじゃなかったというところで、途中から出てきたので、公の施設、みなべのケースは違うというところは確かにそうなんですけど、ただ、設置目的というところで、今までの答弁の中で、言葉足らずの部分あったかもしれないんですけど、一応設置目的としては、住民のために宿泊の部分も町民さんの保養の部分というところ踏まえてのものになります。そのため、多分みなべのところもそうだと思うんですけど、実際この宿泊、旅館、宿泊になった場合、その住民の利用よりは、ほかの方の利用のほうが多いのは当然だと思うんですけど、その利用を制限するかどうか、いや町民のためなんですと、ほかは要りませんというところを制限するかどうかというところの総合的な判断という部分もいつてくるかなとは思いますが、その中で一つ、県から参考資料としていただいたのが、制限できないかなとか、そういうところもちょっと検討したんですけど、どうも地方自治法上、公の施設で住民以外のものを制限してはいけない、制限してもいい、してもいけないというところを明記してるものがないそうです。そのため解釈として、憲法のみんな平等に権利をもらえるという、その部分が考慮しないといけないということらしくて、その中で住民以外の方を制限するところが憲法に抵触するおそれがあるというような部分もあるそうです。ただ、ほかの那智勝浦町の温泉病院とか新宮市立医療センターとかも多分そうだと思うんですけど、住民の方と住民以外の方とで利用料に差を設けるというところまでは許す、今段階で許されてる範囲のようなのですが、その中で、なかなか町外の方を除いて町内の方のために保養施設としてだけ運用するというのは難しいのかなと。ただ、その中で住民のため、総合的に住民のためというところを考えますと、観光客の方、町外の方があそこを訪れていただくことで、また、太地町内のほうの施設も利用していただいて、太地町で生業を行っている方のお店で何かを買っていただくとか、そういった方へのサービスで住民のプラスになる面が多々あると思います。また、長い目で将来的に見ますと、太地を知っていただくことで、太地に今度またリピーターとして訪れてきてくれる方もいらっしゃるでしょうし、そもそも太地に住んでいただく方もいらっしゃるかもしれないです。そういった総合的な面で、住民の福祉の充実につながっていると、そういうふうには今のところは整理さ

せていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

いろいろ説明してくれました。僕は執行会計管理者の先ほどの答弁は、もう明らかに僕自身が捉えたのはこじつけだと思います。もう苦し紛れにもう言ってるという解釈、僕しました。医療センターとか、町立温泉病院とまた違うわけじゃないですか。医療センター、町立温泉病院というのは、人の命にかかわることなんで、そら利用させてもらうこと、うちにもないんですから、ただ、楽天やじゃらんに載せて、トラベル的なものなんですよ。それが福祉につながるのかということなんですよ。僕以前に副町長にも、一般質問じゃなかったと思いますけど質疑で、旅館業をやらないんですねと、やりませんという答弁をしてるんですよ。議事録1回読んでみてくださいよ。そういう経過があって僕が質問してるわけですよ。だから、おかしいものを、町長はよく言うじゃないですか、おかしいものはもうやめると、だから、そこら辺をもう一度ですね、ちゃんときちっと議論をして、整理をして、本当にいいのか、納得のいくことでやっていただきたいというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

その辺も踏まえて、いろいろまた勉強して整理したいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。原案に反対の発言を許可いたします。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

原案に反対いたします。先ほど執行会計管理者から、県と国の対等関係という説明がありました。県に問い合わせると答えたのはそちらなんです、執行部なんです。私は県に問い合わせしろとは言ってませんよ。なぜなら、これは太地町の施設ですよ。太地町の施設に関するルールは、国、県よりも議会のほうが重いはずですよ。だから、我々を納得するように説明してほしいと伝えてる。例えば、これ、執行部がつくった規則、いいですか、この椰の指定のこの利用時間は、朝の9時から5時になってる。だとしたら、宿泊者が私は5時にチェックアウトしたいよ、10時にチェックインしたいよ、それはいちいちこれ町長の

承諾を取ると書いてあるんですよ。そういうことをやってますか、やってるんなら私は認めます。私は本当にそういうことをやってるのかどうかということを知っています。まず、今回はかつ、憲法を引き出して宿泊者が町外のものが宿泊してもいいんだというふうに主張するなら、だったら、その宿泊を運営する人は公募すべきだと思いますよ。ただで借りて、まちの施設をただで借りて、営利事業者の収入になる。それを公募しないで指定してしまつたら、これは議会の見識が問われますよ。私は反対です。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成者の発言を許可いたします。7番、三原君。

○7番（三原勝利君）

森岡議員の非常に大きな声に比べて声が小さくて失礼なんですけども、私はこれの使い方は、当初からいろんな使い方されてると思います。例えば、災害が起こったときに、避難民を収容すると、これは町村関係しないで広く地域からそういったことがあった事実がありました。ですから、これ具体的に決めておく部分があると同時に、この施設が地域のそういう住民の皆さんの利便を考えていくという広い意味から考えれば、災害などあったときに、そういった措置が取られたということは、この施設の本来の目的であろうかと思うんです。ですから、厳しく区分けして、効率的に決めておくということも大事かもしれませんが、こういった施設については、これ建ったときから森岡さんもお承知だと思うんですけど、庄司町長がこの施設を建てて、水がないから太地から引っ張って、この施設を動かしてきたという経路見れば、法律的にきちとした基礎は大事ですが、地域としてそういう使い方をする面もあるという理解の上で、この成り行きを見ていく必要があるんじゃないかと思います。ですから、全面的に反対という意味よりも、私はそういった使い方もあるし、地域の皆さんの利便を図るという意味から、この案については賛成したいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

私は原案に反対いたします。先ほども申しましたように、福祉施設であれば、それは結構です。福祉施設として、目的として福祉基金から購入されたということで、今、三原議員のほうからも、災害のときに利用する、これも大いに結構だと思います。ただ、私も森岡議員も言ってますように、本当にこの旅館業として運営が正しいのか、正しいとかというのは裁判でやらないと分からないんですけど、本当にいいのかという私は疑問を持ちます。明確な回答もまだされて、私に対する答弁も私納得できない部分もありますので、だから、今後これはもうこういう形であげて私は反対しますけれども、今後、もう一度きちっと精査していただきたいというように思います。椰に対して、ものすごいお金をまちから投資してるわ

けですよ、これはもう住民のお金なんですからね、そこら辺も考慮して、今後、もう一度きちっとした形で検討していただきたいというように思います。それで、今のところ私は理解できませんので原案に反対いたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第18号、太地町地域福祉センター棟の指定管理者の指定は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、議案第18号、太地町地域福祉センター棟の指定管理者の指定は、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第19号

○議長（福田忠由君）

日程第20 議案第19号、国際鯨類施設の指定管理者の指定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

太地町国際鯨類施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。本議案は、太地町公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例に基づき、指定管理者を選定し、その選定した指定管理者の指定をお願いするものでございます。指定管理者に管理を行わせる施設は、国際鯨類施設でございます。指定管理者となる者は、東京都中央区豊海町4番5号豊海振興ビル5階、一般財団法人日本鯨類研究所、代表者は、理事長、藤瀬良弘氏でございます。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日でございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

引き続き厳しい意見になるかと思えます。前の定例会で、定例会かどうか、議会で私は研究施設も含めて公の施設として指定管理制度を取るのかと聞いたら、そうだというふうに答えております。私は、研究施設は地方自治法の第24条に定める公の施設ではないんじゃないかというふうに質疑をいたしました。そしたら副町長のほうから、関係機関に確認すると答弁がありましたので、まず確認したかどうか。それから、もし鯨研の研究施設を公の施設とした場合は、私、三原議員が指摘しているとおりの反捕鯨団体等の攻撃を防ぐというのが、もし公の施設に指定してしまったら、相当厳しい状況に追い込まれるんじゃないかということをお心配しております。その辺の対策はどうなっているでしょうか。まず、その二つをお聞きしたいと思います。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

僕、自分の記憶では右側の施設を公の施設としてというような形での答弁といいますか、説明だったと思うんですけども、当初からそのつもりで執行部は形を進めております。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

先ほど、森岡議員が反捕鯨団体とかそういう団体等の対策とかという話もあったと思うんですけども、その辺につきましては、今後、指定管理者になる鯨類研究所といろいろ協議しながら進めていきたいと思えます。あくまで、今回は右側の施設の指定管理でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今、副町長のほうから分けてするということ当初からの話だったということだったんですけど、私はそう解釈してなくて、全体を公の施設としてするのかなと思って、あのときには研究所は入りませんよということと言わしていただいたと思えます。そこで確認なんですけど、研究所とその他の施設を分けて指定管理をしてもらうということでもいいのですね。後で答弁ください。以前質問したことについて、こういう形できちっと改正されてきたということは評価をしたいなと思うんですけども、そこら辺、明確に本当に分けるということを会議録の中で、言っていただきたいなと思えます。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

日本鯨類研究所に貸出しをする箇所以外の場所について指定管理のほうを行う予定であります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第19号、国際鯨類施設の指定管理者の指定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、国際鯨類施設の指定管理者の指定は、原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第20号

○議長（福田忠由君）

日程第21 議案第20号、太地町障害者グループホームの指定管理者の指定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

太地町障害者グループホームの指定管理者の指定について説明いたします。太地町障害者グループホームの指定管理者の指定について、太地町公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例第5条に基づき、指定管理者の指定をお願いするものです。指定管理を行わせる施設は、名称、太地町障害者グループホーム「あたみハイツ」、所在地は和歌山県東牟婁郡太地町大字太地2991番地の1、指定管理者となる者の名称は社会福祉法人太地町社会福祉協議会、会長、岡本研氏でございます。指定管理の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

太地町のホームページ見ると、防災ページにあたみハイツの恐らく管理者の意味だと思うんですけど、七彩会というふうに書いております。これ、相当前から七彩会と書いてあります。この社協と七彩会の関係というのはどんなふうになってるんでしょうか。それから、もし下請けに出すのであれば、指定管理した場所を下請けに云々というのは私も法令探したんですけど見つからないんですが、見つからないのであれば、太地の条例だとか規則に定めるべきだと思うんですが、まずその七彩会とは、社協との関係というのを教えてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

関係でございますが、建物の管理を社会福祉協議会、運営のほうを七彩会が行っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうすると、それは太地の条例だとか規則で指定管理は社協だけど運営は別なものがやっ
ていいというのはどこかに定めがあるんですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

以前から、当初、開発公社が持ってまして、いろいろ考えて海野さん中心に考えたと思う
んですけど、このような形で来ておりました。ただ、言われるように、やっぱり事実
に即した形で次回から考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今、副町長から僕も質問しようと思ったんですけど、そういう回答があったと思
います。やはりもう本来の実質的な管理しているところにきちとしたほうがいいん
じゃないかなって思うように思います。それとちょっと今、住民福祉課長のほう
から気になったんですけど答弁で気になったんですけど、建物は社協が指定
管理している、この事業の内容については七彩会というのがちょっと僕どうな
のかなと、二つせなあかんのかなというふうな気がする

ので、もう全てもう指定管理はここだというような形ですべきじゃないかなと、次の契約からでいいと思うんですけど、そこら辺はもうきちっとすっきりしたほうがいいんじゃないかなって思いますけど。以上、どうですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

そのような形で前向きに考えさせてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第20号、太地町障害者グループホームの指定管理者の指定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号、太地町障害者グループホームの指定管理者の指定は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（福田忠由君）

再開します。

△日程第22 議案第21号

○議長（福田忠由君）

日程第22 議案第21号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、527万1,000円を追加し、予算総額を37億758万1,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。また、第2条に繰越明許費、第3条に地方債について規定しております。このたびの補正は、繰越明許費の追加、地方債の補正、学童保育所臨時支援員、こども園保育士補助員、こども園臨時給食調理員の報償費の補正などです。主なものについてご説明いたします。4ページをお願いします。繰越明許費の補正です。夏山地区避難路整備事業外3事業、計6,049万6,000円を追加分として計上しております。10ページをお願いします。地方債の補正です。過疎債のソフト事業分140万円は、起債できる限度額が増加したことによる補正です。増加分はじゅんかんバス運行費に充当しております。災害復旧事業債は、昨年台風7号により被災した施設の修繕に充当しております。なお、当該修繕は現予算の中で対応し完了しておりますので、本補正予算の歳出においては財源更正としております。例外として、くじらの博物館、くじらショー観覧席屋根修繕分についてのみ、博物館会計への繰出金として計上しております。13ページをお願いします。一番上の水道事業会計負担金と、一番下の消火栓設置負担金です。どちらも水道事業の南通谷1号線配水管布設工事において必要であったため計上していたものですが、当該工事が令和5年度の事業としてではなく、令和6年度の事業として行うこととなったため、減額するものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

4ページの繰越明許費のそれぞれ繰越しする理由をお願いします。それから5ページの災害復旧事業、事業の360万、これは何、これは過疎債ではないんやね。これの交付税算入率をお願いします。それと、10ページのソフト事業についての説明をお願いします。後は、こども園の12ページの保育士補助員報償費と臨時給食調理員の報償費についての説明をお願いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

4ページお願いいたします。繰越明許費の繰越し理由でございますが、私のほうからは2番目の総務費、3項、社会保障・税番号制度システム整備事業なんですけれども、こちらは戸籍やマイナンバーカードへの振り仮名表記へのシステム改修費用となりますが、令和5年

度事業となるため5年度での予算計上が必要となり、予算措置いたしました。改修につきましては6年度で実施するため繰越しを行います。もう一つはその下になります。衛生費、こちら塵芥収集車購入事業になります。こちらは6月議会で売買契約を締結させていただいておりましたが、こちらシャーシの納品が遅れております。こちら令和5年度での納品が困難となっておりますため、繰越しをさせていただくものであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからも4ページの夏山地区避難路整備事業の繰越し理由でございます。こちら理由につきましては、環境省との協議に時間を要してしまったということが主な理由となります。協議を進めていく中で、国立公園内ということで様々な規制もありまして、一部設計変更等を行うこともありました。これらの理由により、繰越しとさせていただくものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

櫻井教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（櫻井敬人君）

私のほうも4ページの教育費、町史編纂事業でございますけれども、資料の収集、それから執筆、やはりここの作業に時間をかけてしまいました。それが主な理由です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうから10ページの過疎対策ソフト事業債、災害復旧事業債についてご説明させていただきます。過疎債、通常、起債というのは主に箱物とかそういうハード面、ハードなものに対して、その費用が高額となるということで借りることができるんですが、例外として過疎対策事業債という過疎地域のまちづくりに資するものとして認められる事業については、ソフト事業として、限度額、昨年、令和4年度までは3,500万でした。その分、ソフト事業のほうに充てさせていただいてたんですが、この令和5年度については、3,500万からプラス140万、合わせて3,640万を借りれるという上限額が増えましたので、今回補正させていただいた次第です。災害復旧事業債の交付税算定割合は100%です。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

12ページをお願いします。保育士の補助員の報償費なんですけれども、3月で退職する予定の保育士が2名おりまして、年休で出勤してこないという可能性があったので、こちらでちょっとその臨時の人を雇うために費用をあげさせてもらってます。また、給食調理員は、2月末で退職されましたので、3月をちょっとこれで費用がかかってきたということです。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

4ページなんですけれども、先ほど各課で繰越明許費の説明を、遅れた理由していただきました。本来、私たち職員ときはあまり副町長はご存じだと思うんですけれども、あまり繰越明許をするのはよくないよというように教えられてきました。2款、総務関係、衛生関係というのはある程度事情がやむを得ないなと思うんですけれども、この町史編さん、こちら辺がその資料の収集や何かに手間取ったという、櫻井主幹のほうから説明があったんですけれども、本来そういうことも考えて予定というものはとるもんだと私は思うんです。だから、今年予算に上げてきたのが時期尚早なのか、そこら辺なんですよね。だから、工事とか、こういう車なんていうのは特にそうです、半導体とかいろいろ問題で遅れるんですけど、これは事務的な中で行うことであって、繰越明許というのはいかがなものかなと私は思うんです。そこら辺どうですか。

○議長（福田忠由君）

櫻井教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（櫻井敬人君）

おっしゃるとおりかと存じます。やはり、作業の準備見込みの甘いところがあったと言わざるを得ません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第21号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第9号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第23 議案第22号

○議長（福田忠由君）

日程第23 議案第22号、令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出の予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、4億59万5,000円と定めております。4ページをお願いいたします。歳入についてご説明させていただきます。繰入金、災害復旧事業債分につきまして50万円を計上しております。昨年8月、台風7号の強風によって破損しましたくじらショー観覧席屋根修理費100万円の5割分となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第22号、令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第24 議案第23号

○議長（福田忠由君）

日程第24 議案第23号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

令和5年度太地町水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いします。令和5年度太地町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費8,155万8,000円に67万円を追加し、8,222万8,000円となっております。令和5年度太地町水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、資本的収入3,236万4,000円から941万円を減額し、2,295万4,000円となっております。1款、資本的支出6,846万3,000円から940万5,000円を減額し、5,905万8,000円となっております。11ページをお願いします。水道事業費用についてですが、電気使用料が増加しておりまして、動力費を増額補正させていただいております。12ページをお願いします。南通谷1号線配水管布設工事について、当初予定していた配水管の口径等を変更し、設計を行ったところ資材高騰などもあり、工事費用が大幅に増額されたため、令和5年度については、資本的収入の他会計負担金501万円、企業債440万円、それと13ページをお願いします。13ページの工事請負費940万5,000円を減額補正し、令和6年度予算で改めて計上させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この67万がどっから来てるのかということと、それと、この一般会計負担金の501万というのは、これも一般会計補正予算のどこから来とるのかということと、説明を。さっき消火栓のことをいわったように思うんやけど、この一般会計補正予算のどこの部分になるのか、この501万というのは、その2点だけをお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

まず、11ページの67万円の電気料金ですけれども、これは支出のみの補正となりまして、67万円支出が増えたことにより、今年度の純利益が減少することになります。12ページの他会計負担金の501万円ですけれども、一般会計補正予算（第9号）の13ページにございます上水道事業費の水道事業会計負担金450万円と、同じく13ページの消防費にある消火栓設置負担金51万円を足した501万円となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

67万というのは、内部の留保資金というんですか。損益勘定留保資金から出したということでしょうか。違う。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

内部留保資金を使う場合が第4条の資本的収入及び支出の部で、支出に対して収入が不足する場合に内部留保資金を使用します。今回の動力費につきましては、その分営業利益が減少することになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第23号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

日程第25 議案第24号、令和6年度太地町一般会計予算を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

本件につきましては、歳入歳出の説明後、質疑に入ります。質疑は、歳入歳出ともに款別に行い、後、総括質疑を行います。歳入について行います。説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ご説明いたします。本年度の予算総額は29億7,212万4,000円で、前年度比1億3,685万9,000円の減額、率にして約4.4%の減です。国際鯨類施設も完成し、ひとまず大型の公共事業が落ち着いたことから減額となっておりますが、中学生の修学旅行費の助成、夜間の特急列車により帰町した住民へのタクシー送迎、自動運転車両の暖海地区への運行、通院サービス、带状疱疹ワクチン接種助成、人間ドック事業など町独自の新規事業も盛り込んだ予算となっております。15ページをお願いします。町民税ですが、令和5年度の当初予算では、働き手の減少などから個人の所得割の減少を考慮して、139万2,000円の減と見込みましたが思いのほか減少はありませんでした。そのため、令和4年度においても状況は同様であると考え、令和4年度当初並みとまではいきませんが、前年度比107万9,000円の増と見込んでおります。19ページをお願いします。一番下、地方消費税交付金は、近年の状況を踏まえ、前年度比400万円の増額です。20ページをお願いします。地方交付税は、過疎債等の交付税算入される償還金が増えてきていることにより、前年度比1億1,000万円の増と見込んでおります。21ページをお願いします。一番下の高齢者保健・介護予防一体的実施負担金は新設の負担金で、当町が令和6年度より、高齢者保健と介護予防について一体的に事業を行うことから得られるものです。25ページをお願いします。民生費国庫負担金は、児童手当の支給対象が高校生まで拡大されることなどにより、前年度比211万5,000円の増額です。27ページをお願いします。総務費国庫補助金のうち、デジタル基盤改革支援補助金は、行政手続のオンライン化のためのシステム改修などに充てるための財源です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、住民税非課税のみの課税世帯に対する臨時特例給付金、子育て世代への臨時特例給付金、商品券配布事業などの財源です。これらの補助金により、総務費国庫補助金は、前年度比1,338万1,000円の増額です。同じページの衛生費国庫補助金は、清掃センターに資源ごみ分別回収場を整備する補助金である循環型社会形成推進交付金の増により、前年度比1,039万円の増額です。28ページをお願いします。土木費国庫補助金は、町道常渡線の舗装工事

に加え、森浦地区の道路の設計を行うことにより、前年度比213万円の増額です。31ページをお願いします。総務費県補助金は、前年度比2,358万2,000円の減額です。昨年度は国際鯨類施設整備事業の財源でもあった紀州材モデル事業補助金があり、わかやま防災力パワーアップ補助金も、津波避難困難地域の再確認の委託事業がありましたので、総務費県費補助金の額も多くなっていました。32ページをお願いします。農林水産費県補助金は、前年度比1,497万7,000円の減額です。令和6年度は、令和5年度からの繰越予算により、向嶋船揚場改修を行いますので、漁港機能増進事業補助金が計上されていないことによるものです。33ページをお願いします。総務費委託金は、前年度比294万9,000円の減額です。昨年度は県議会議員選挙に係る委託金が計上されていたので多くなっていました。34ページをお願いします。財産貸付収入は、前年度比1,507万5,000円の増額です。国際鯨類施設の貸付収入を見込んだことによる増額です。国際鯨類施設の貸付については、月々125万円の貸付収入を見込んでおります。35ページをお願いします。ふるさと納税は、前年度比2,500万円の減額です。昨年10月の制度改正により寄附額が減っておりますので、それを見込んでの減額計上です。基金からの繰入れは、財政調整基金、減債基金合わせて、前年度比4,272万8,000円の減額です。地方交付税の増収を見込めたことや、国際鯨類施設の貸付料のような新たな財源を確保できたこと、また、事業費を抑えられたことにより、基金からの取崩し額を抑えることができました。39ページ、40ページをお願いします。町債についてです。事業費を抑えられたことにより、過疎債で前年度比1億9,010万円、町債全体として前年度比1億9,530万円の減額です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。歳出について行います。議会費について行います。説明を願います。
漁野議会事務局長。

○事務局長（漁野チエミ君）

41ページと42ページの議会費についてご説明させていただきます。令和6年度の議会費でございますが、6,273万4,000円を計上、前年度と比べまして97万1,000円の減額となっております。1節、報酬につきましては、2,583万6,000円で、前年度同額を計上しております。2節、給料は813万円を計上し、職員2名分です。3節、職員手当等は、993万3,000円を計上し、前年度に比べ78万7,000円の減額となっております。主なものは、議員の期末手当と職員の各種手当を計上しています。4節、共済費は、1,015万円を計上しています。主なものは、議員共済費と職員共済組合負担金となっております。8節、旅費は、510万8,000円を計上し、前年度に比べ160万8,000円の増額となっております。議員費用弁償の研修費用弁償及び職員の特別旅費

について増額となっております。9節、交際費から18節、負担金補助及び交付金まで、おむね例年のとおりです。17節、備品購入費について、昨年度、書類保管庫を1基購入のため予算を計上しておりましたが、令和6年度は購入の予定はございませんので減額しております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。総務費について行います。説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

総務費についてご説明いたします。43ページをお願いします。一般管理費は、1億6,014万6,000円です。内容については、前年度とほぼ変更はありません。新たに産業医報酬を計上しております。47ページをお願いします。財政管理費は、833万5,000円で、前年度比301万9,000円の減額です。人件費の減によるものです。会計管理費は、2,346万8,000円です。本年10月より、口座振込料が必要になりますので新たに計上しています。48ページをお願いします。財産管理費は、4,994万2,000円で前年度比1,563万9,000円の増額です。増額の主なものは、本庁舎空調設備更新工事、小東駐車場整備工事です。続きまして50ページをお願いします。工事請負費は50ページをお願いします。企画費は、3,546万5,000円で前年度比1億3,378万4,000円の減額です。国際鯨類施設整備事業の完了等により大幅な減額となっております。続きまして51ページをお願いします。電子計算費は、5,971万6,000円で前年度比819万円の増額です。システム標準化・共通化事業への対応のためのシステム改修費などによる影響で増額となっております。続きまして52ページをお願いします。10目、防災諸費は、7,319万4,000円で、前年度比5,210万9,000円の減額です。54ページをお願いします。今年度におきましても、常渡地区など引き続き避難路整備工事を行います。55ページをお願いします。じゅんかんバス運行費は、5,003万4,000円で、前年度比2,920万1,000円の減額です。56ページをお願いします。新たに太地駅送迎サービス委託料を計上しています。この目全体としましては、自動運転車運行に係る整備工事等が完了したことにより減額となっております。続きまして57ページをお願いします。地域創生費は、1億279万4,000円です。森浦湾くじらの海に係る工事費、ふるさと納税事業委託料などの減により、前年度比6,123万2,000円の減額となっております。続きまして59ページをお願いします。都市交流費は、1,142万円です。白馬村との姉妹都市提携40周年を記念し、交流事業費用を計上しております。この目全体としましては、昨年度のブルーム派遣旅費助成金の減により、前年度比587万4,000円の減額となっております。61ページの集会所管理費については、住民福祉課よりご説明いたします。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

61ページの集会所管理費になります。前年度より24万7,000円増額しました308万1,000円を計上しております。12節にて4か所の集会所の集会所管理委託料144万円を計上しております。トイレ清掃委託料、20万円、エアコン清掃委託料、8万3,000円を新規に計上をさせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

62ページをお願いします。税務総務費です。税務総務費は、1,418万円です。人件費の減により、前年度比376万1,000円の減額となっております。63ページをお願いします。賦課徴税費は、713万3,000円です。航空写真撮影委託料などの減により、前年度比429万8,000円の減額となっております。64ページの戸籍住民基本台帳費については住民福祉課よりご説明いたします。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

64ページ、3項、1目、戸籍住民基本台帳費は前年度より435万4,000円を増額しました2,494万2,000円を計上しております。主な予算内容として、12節では、戸籍情報システム改修業務委託料163万4,000円、こちらは戸籍等への振り仮名追加への改修費用として計上しております。戸籍・附票システム標準化改修事業184万8,000円は、全国の自治体のシステムを統一・共通化する改修事業となります。この事業は、10ページをご覧ください。10ページ、令和7年度にかけて2か年に分けて機器改修とシステム改修を実施するため、債務負担行為にあげさせていただいております。期間を7年度までとし、限度額を1,509万2,000円と定めております。64ページに戻っていただきまして、戸籍クラウドサーバー設置料として591万8,000円、こちらは役場に設置するサーバーをクラウド化し、ベンダーの管理下に置くための費用となっております。13節では、各種システム使用料を計上しております。複写機リース17万1,000円は、導入後15年以上を経過している複写機の入替えを行うためでございます、15万7,000円を増額させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

66ページをお願いします。選挙費です。令和6年度は町長選挙の選挙費を計上しております。4項、選挙費総額として、450万5,000円を計上しています。67ページをお願いします。統計調査費です。指定統計費は、21万3,000円です。令和6年度は農林業センサス、教育統計調査などに係る費用を計上しております。2款、総務費の説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。民生費について行います。説明をお願いします。下津住民課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

3款、民生費について説明をいたします。69ページをお願いいたします。3款、1項、1目、社会福祉総務費ですが、1億9,479万円で前年度と比較しまして6,347万5,000円の増額となっております。主な予算としましては、1節から4節まで人件費、職員7名、会計年度任用3名の経費となっております。10節、需用費、70ページをお願いします。修理費、100万円は多目的センター修繕費を計上させていただいております。12節、地域ケア事業派遣委託料1,313万4,000円ですが、前年度比128万1,000円増となっております。社会福祉士と理学療法士2名の人件費などで、昇給分や事務費追加による増額となっております。温泉槽清掃委託料、12万5,000円は、太地隧道にある源泉から多目的センターまで3か所ある温泉槽の清掃委託料となっております。太地町多目的センター指定管理委託料、1,640万2,000円は管理人の人件費増や光熱水費、プールの水質管理費用などのため、前年度比198万2,000円の増額となっております。14節、工事請負費、13万2,000円は包括支援センターで使用している部屋が手狭となったため、間仕切壁を移設し部屋を広くする工事となっております。17節、備品購入費、機能訓練用トレーニング機器、2,227万1,000円ですが、現在、使用している機器が導入から18年目を迎え耐用年数が10年と言われている中、使用しています。修理不能であり安全に使用できない機器は使用を中止しているため入替えて購入するものです。18節、負担金補助及び交付金は、例年と同様の予算計上を行っていますが、太地町社会福祉協議会助成金、3,970万4,000円を計上しております。前年比819万円の増額となっております。増額の主な理由としましては、人員配置等による人件費や所有車両の維持管理などやパソコン機器に係る費用の増額となっております。71ページをお願いします。更生保護女性会助成金、10万円を新規で計上しております。非行や罪を犯した人たちの立ち直りを支援するボランティア団体ですが、活動費用として会員からの会費やバザーを行った収益で活動していましたが、会員の高齢化による負担減を図るため助成を行います。臨時特別給付金(住民税均等割の課税世帯)1,500万円は、住民税均等割のみ課税されている世

帯を対象とした給付金となります。1世帯10万円を給付いたします。27節、繰出金は国保事業会計の繰出金、3,220万9,000円を計上しております。2目、老人福祉費は前年度より13万3,000円増額の1億8,306万5,000円を計上しております。7節、報償費は高齢者長寿祝金で372万5,000円を計上しております。12節、委託料の主なものは、緊急通報業務委託料で50件分を見込み231万円を、また、介護予防事業の生きがいデイサービス事業委託料は444万2,000円を、次に買物等支援事業委託料、238万8,000円を計上し、203万4,000円を増額しております。新規事業として通院支援事業委託料、385万5,000円を計上しております。この事業は、新宮市立医療センター、那智勝浦町立温泉病院への通院を支援するものであります。買い物支援と兼務者1名と、他業務との兼務者1名の2名分の人件費が主なものとなります。18節、負担金及び交付金の主なものは、72ページをお願いいたします。通院支援事業補助金ですが、新規事業で通院支援事業委託料の非該当となる要介護者が介護タクシーを利用した際の移送分の負担を助成するもので5万円を計上しております。老人福祉施設一部事務組合分担金で270万3,000円を、後期高齢者医療広域連合負担金は、131万4,000円を計上しております。19節、老人福祉施設入所者措置費は、5人分1,029万3,000円を計上しております。27節、後期高齢者医療事業会計への繰出金は、前年度より300万8,000円増額した7,756万3,000円を、また、介護保険会計への繰出金は、前年度より929万7,000円を減額した7,219万9,000円を計上しております。4目、国民年金事務費は、9万円を計上しております。5目、障害者（児）福祉費は、前年度より581万7,000円減額した1億5,114万8,000円を計上しております。73ページをお願いいたします。12節の主なものは、相談支援事業委託料で344万3,000円を、移動支援事業委託料は114万円を、福祉農園事業委託料として15万6,000円を計上しております。13節の主なものは、障害福祉サービス支援管理システムリース料で前年度と同額の135万3,000円を計上しております。19節の主なものは、負担金、医療費、事業費で実績を参考に見込み額を算出しております。重度心身障害児（者）医療費は前年度より36万円減額した756万円を計上しております。74ページをお願いいたします。障害福祉サービス費等は、前年度より120万円減額した1億800万円を、障害児通所サービス費等は前年度同額の1,896万円を計上しております。6目、地域福祉センター管理費は前年度より552万円減額した440万3,000円を計上しております。10節の主なものは、施設修理費で前年比150万円増の350万円を計上しております。75ページをお願いいたします。12節ですが、残留塩素計点検保守委託料は、貯水槽の残留塩素測定機器の保守委託料として18万7,000円を、14節では看板の鉄骨除去を行う解体工事に26万円を計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

76ページをお願いします。児童福祉総務費のうち、教育委員会の分について説明させていただきます。中身は、10節、需用費の全てと、11節のうち傷害保険料1万円、12節の委託料、広域保育事業委託料374万5,000円でございます。前年度と比較しまして69万2,000円の減額となっておりますけれども、主な減額の理由は工事請負費がなかったということです。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

18節お願いいたします。臨時特別給付金、こども加算350万は、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童がいる世帯に児童1人につき5万円を給付するものです。2目、児童手当費は前年度より436万円を増額した2,903万円を計上しております。12節で10月より児童手当の支給が高校生まで拡大するためのシステム改修に係る費用として121万円を計上しております。19節の児童手当は207名分を見込み、2,782万円を計上しております。77ページをお願いいたします。3目は前年度より289万円を減額した853万円を計上しております。7節では、出産・子育て応援交付金130万円と出産祝金390万円は13名分を見込んでおります。また、入学祝金170万円を計上しております。小中高に入学する児童の入学準備を支援するために各5万円の祝金を支給するものです。78ページをお願いいたします。18節の主なものは、紀南学園分担金が103万9,000円で、前年度比196万円の減額となっております。これは、園舎改築が完了したことによるもので運営費のみとなったためです。在宅育児支援給付金は18万円で前年度比72万円の減額となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

4目、学童保育運営費でございますが、本年度1,412万3,000円で、前年比202万6,000円の増額となっております。定員は70名を見込んでおります。増加の主なものとしては人件費の増となっております。また、長期休暇時ボランティアの名称を臨時支援員と変更して計上させてもらってます。79ページのノートパソコンは、旧式のを更新したいと考えています。砂場カバーは動物よけに購入します。その他、経常経費となっております。5目、こども園費でございます。本年度9,178万7,000円で、前年比467万3,

000円の増となっております。81ページをお願いします。10節、需用費につきましては経常経費でございますが、計上科目の変更による行事費用、給食費関係を計上しております。82ページをお願いします。12節、委託料は、園舎特別清掃委託料として、天井部分など手が届かないところの清掃委託料を計上しています。83ページをお願いします。主なものといたしまして、14節、工事請負費は光回線の引込み工事を実施します。教育委員会関係は民生費では以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

引き続き83ページからお願いいたします。6目、乳幼児医療対策費は730万7,000円を計上しており、前年比665万円の減額となります。19節、乳幼児医療費社保分は、前年度より50万円の減額で250万円、就学児医療費は10万円減の390万円を計上しております。84ページをお願いいたします。7目、ひとり親福祉費は、168万4,000円を計上し、前年比40万2,000円の減額となります。19節、ひとり親家庭の高校生修学援助費を42万円計上し、18万円の減額としております。ひとり親医療費については、前年度は県外受診分を分けて計上しておりましたが、国保、社保分に合わせて計上しております。115万円計上し、前年度県外分も含めた前年度の比較としまして24万2,000円の減額となっております。3項、生活保護費は2万円を計上しており、前年比で1万4,000円の減額となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。衛生費について行います。説明を願います。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

4款、衛生費についてご説明いたします。85ページをお願いします。1項、保健衛生費です。1目、保健衛生総務費は、3,663万8,000円の計上で前年度より507万3,000円の増額です。2節から4節までは、主に職員6名分の人件費を計上しております。12節、健康管理システム標準化検討支援業務委託料ですが、令和5年度に標準化対応のためシステムの精査調整を行いました。令和6年度はそのシステムの運営を行うにあたり支援業務を委託するものであり、全額国庫補助の対象です。86ページをお願いします。2目、予防費は、前年度から648万8,000円を増額した1,505万3,000円を計上しております。増額の主な要因は、新型コロナワクチン接種が高齢者インフルエンザワクチン接種と同様の扱いとなりますので、委託料を増額しております。また、令和6年1月から带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成しておりますので、その経費も計上しております。12節、委託料でございますが、A類疾病につきましては、それぞれの予防接種の対象となる

人数及び回数分の委託料を計上しております。87ページの下から4行目、新型コロナワクチンにつきましては、令和6年度からは季節性インフルエンザワクチンと同様の扱いとなり、医療機関での個別接種となる予定です。単価等はまだはっきりと示されていませんが、高齢者肺炎球菌ワクチンを参考に535人分354万8,000円を計上しております。88ページをお願いします。18節、A類の予防接種は、子供の予防接種に係る経費で県外の医療機関で予防接種を受ける予定の乳幼児の予防接種費用の助成金を計上しております。带状疱疹ワクチン接種費用助成金でございますが、50歳以上の方の带状疱疹ワクチンの一部を助成するものです。令和6年1月からの新しい事業であり、今年度は接種希望者が多い可能性があるため、90人分を計上しております。3目、環境衛生費は、67万5,000円で762万3,000円の減額となっております。18節、紀南環境衛生事務組合負担金でございますが、令和5年度で炉の改修、増設の工事が終了いたしましたので、令和6年度は維持管理の負担金のみ計上しております。その下のスズメバチ等駆除費補助金につきましては、新規の事業でございますが、スズメバチ等の巣を業者に駆除してもらった人に対して、駆除費用の一部を補助するもので5万円を計上しています。4目、母子対策費でございますが、603万5,000円の計上で93万4,000円の増額となっております。妊産婦及び乳幼児の健診、健康相談等の事業を中心とした経費を計上しております。89ページをお願いします。12節、委託料です。産後ケア事業委託料につきましては、昨年度まで別の事業としておりました母乳ケア事業と一体的に行い、事業内容も拡充したため増額計上しております。90ページをお願いします。上から4行目の妊産婦アクセス支援事業は新規事業です。妊産婦が健康診査や出産時に係る交通費や宿泊費の費用の一部を負担する制度で、16万2,000円を計上しております。県の補助金が対象経費の3分の1あります。5目、健康増進費につきましては、本年度807万7,000円の計上で41万6,000円の増額です。委託料につきましては、成人の各種検診の事業を中心とした経費で実績により見込み額を計上しています。1ページ飛びまして92ページをお願いします。人間ドック委託料を新規計上しております。国の方針で、胃がん、乳がん、子宮がん検診が、2年に1回の受診頻度となっており、毎年の検診を希望する方に受診機会を設けるため、人間ドック事業を行うもので10人分46万円を計上しております。4款、1項、保健衛生費の説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

93ページをお願いいたします。4款、2項、清掃費、1目、清掃総務費になります。360万1,000円減額の151万6,000円とさせていただきます。主なものとして、19節、紀南環境広域施設組合負担金118万円は、田辺市にある最終処分場の運営

の負担金となります。2目、塵芥処理費ですが、1億7,251万3,000円増額の2億7,855万2,000円を計上しております。増額の主な理由として、清掃センター旧建屋整備に係る費用を計上させていただいているためです。10節は206万円を計上し、94万円の減額です。94ページをお願いいたします。施設修理費は、前年から100万円減額の200万円を計上しております。11節では、不燃物引取手数料714万円は前年度比18万6,000円の減額。可燃性不適物引取手数料は、623万円で18万円の増額となっております。実績をもとに算出しております。可燃ごみ積替設備年次点検整備手数料は308万円で前年比4万4,000円の増額となっております。12節は可燃物搬送処理委託料3,429万4,000円を計上、伐木集積場整備委託料、199万5,000円は、山中2号線沿いに集積した伐木を撤去する委託料となります。トラックスケール点検業務委託料は、トラックスケール定期点検前の点検業務となります。95ページをお願いいたします。非常用自家発電機点検業務委託料85万2,000円は、台風発生時に不具合が起こり、運営に支障が出たため点検を行います。資源ごみ分別回収整備工事実施設計業務委託料2,690万6,000円は、清掃センター旧建屋整備に係る実施設計費用となります。清掃センター解体工事施工監理業務委託料1,364万円は、解体工事に係る施工監理業務費用となります。13節は、場内作業用の重機3台分の借上料を計上しております。トラック借上料につきましては、台風や年末年始の繁忙期に使用するために計上をしております。14節、清掃センター解体工事1億4,212万円は、旧建屋の解体工事費用となります。10ページをお願いいたします。この工事は、実施設計から解体を経て整備に至ります。完成を令和8年度として計画をしておりますので、債務負担行為にあげさせていただいております。95ページにお戻りください。17節では、ごみ集積箱購入費として25万2,000円を計上しております。18節、環境保全負担金100万円を計上しており、前年度比22万円の減額となっております。3目、し尿処理、18節、負担金補助及び交付金の那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合負担金につきましては、1,455万2,000円で、26万6,000円の減額です。浄化槽設置整備事業補助金につきましては14基を見込み前年度と同額の502万8,000円を計上しております。4目、公衆便所管理費は118万3,000円を計上し、前年比3,000円の増額となっております。清水墓と地藏院の公衆便所の管理に係る予算となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

引き続き96ページをお願いします。上水道費についてご説明させていただきます。3,812万5000円を計上させていただいております。前年度と比較すると887万6,

000円の増額となっております。主なものとしましては、夏山配水池更新工事測量設計等業務委託料や南通谷1号線配水管布設工事の一般会計負担金や、水道事業の企業債元利償還金の一部を負担するものなどとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。労働費について行います。説明をお願いします。山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

97ページをお願いします。5款、労働費について説明させていただきます。本年度の労働費総額は5万5,000円で、前年度と同費目で同額計上となっております。以上でございます。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。農林水産業費について行います。説明をお願いします。山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

98ページをお願いします。6款、農林水産業費を説明させていただきます。1目、農業委員会費につきましては、493万2,000円計上させていただいております。前年度に比べ457万3,000円減額となっております。これにつきましては人件費が減額となるためです。本目の主な事業といたしましては、農業委員の視察研修を計上しております。前年度、感染症対策等により実施できませんでしたので計上しております。また、11節、13節に携帯型端末通信料ソフト使用料につきましても計上させていただいております。次の2目、農業総務費は、45万2,000円で、前年度に比べ214万7,000円の減額となっております。この減額は、前年度桑原水路法面工事200万円を計上していたためです。主な事業といたしましては、次の99ページにあります、農地台帳システム運用保守料などがございます。99ページの3目、農業振興費は、果樹研究会助成金等の計上がございます。4目、畜産振興費は、前年度と同額で県畜産会会費1万5,000円を計上しております。5目、地籍調査費は、166万6,000円を計上させていただいております。主に地籍情報の管理に関する予算として、12節、委託料と13節、使用料及び賃借料にシステム関連費用を計上させていただいております。100ページをお願いします。8目、鳥獣被害防止事業費につきましては、287万7,000円を計上させていただいております。主なものは、獣害対策に係る費用計上などで、7節には、鳥獣有害駆除報償費182万円を計上しております。前年度のニホンジカ管理捕獲報償費がなくなり、こちらの報償費に反映されております。また、前年度獣害対策として行いました動物駆逐用花火取扱研修は、花火から煙火に文言を改めまして、報償費から委託料に振り替えて計上しております。続いて102ページをお願いします。2項、林業費、1目の林業振興費につきましては、129万3,000円計上させていただいております。主な事業としては、12節、ベンチ製作委託料75万円

などがございます。次の2目、ふれあいの森管理費につきましては、前年度までは報償費として計上しておりました小学校の上の栗園の管理につきまして、本年度は業務委託事業として計上いたしております。103ページをお願いします。3項、水産業費、1目、水産総務費につきましては、620万5,000円を計上させていただいております。前年度と同じ費目の計上でございますが、1目の報償で水産専門員、前年度2名に対し3名を計上しております。次の2目、漁業振興費につきましては、301万8,000円計上させていただいております。今年度は前年度の中間育成魚購入費50万円に変わります、104ページにございます。18節、負担金補助及び交付金に、ウニ駆除事業補助金41万4,000円を計上しております。104ページ、3目、漁港管理費は508万8,000円で、前年度に比べまして4,110万3,000円の減額となっております。この減額につきましては、前年度に向嶋船揚場改修に係る工事関係費用4,330万円を計上していたためです。本年度は、太地漁港の公衆便所の塗装修繕工事を予定しております、設計監理及び本工事合わせて280万円を計上しております。次の4目、捕鯨対策費につきましては、400万5,000円を計上させていただいております。前年度に比べまして265万円の増額であります。この増額につきましては、旅費の増額に加え、105ページの一番下にございます、全国鯨フォーラム in 太地2024助成金200万円を計上しているためです。実施主体は開発公社で、太地町は共催を予定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。商工費について行います。説明をお願いします。山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

7款、商工費について説明させていただきます。106ページをお願いします。1目、商工総務費でございますが、4,447万5,000円の計上で、前年度に比べまして、1,897万1,000円増額となっております。この増額の主な理由といたしましては、経済対策として実施いたします商品券配布事業のためであります。事業費は107ページにあります印刷製本費や郵便料、18節の一番下にあります商品券換金費で事業費の総額1,656万円となっております。また、新規事業といたしまして、同じく18節、負担金補助及び交付金の中ほどに、太地町創業支援事業補助金15万円がございます。この事業は、新たに町内で創業される方に5万円を補助するもので、3件分を計上しております。次に、2目、観光費でございますが、9,140万7,000円計上させていただいております。前年度に比べまして3,041万8,000円の減額となっております。この減額は、主に工事費の減額でありまして、前年度夏山園地の整備工事など総額8,525万円の計上があったためです。主な事業内容についてご説明いたします。109ページをお願いします。10節、需用費に修理費135万円を計上させていただいております。従来の公衆便所の施設修理に

加えまして、くじら浜海水浴場の更衣室付の公衆便所の内装等の修理を実施いたしたく計上しております。110ページをお願いします。14節の工事費におきまして、くじら浜公園にあります、尾びれのモニュメントの塗裝修繕工事と、捕鯨船第一京丸の塗装を中心とした修繕工事を計上しております。本節工事費の合計4,987万円であります。また、下の17節には、芝刈り機20万円を計上しております。111ページをお願いします。18節より下から二つ目に、自転車による紀南地域の活性化を目的とした事業であります紀南エリアサイクルツーリズム協議会負担金5万円と、その下には太地浦くじら祭実行委員会助成金150万円を計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。土木費について行います。説明を願います。井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

私のほうから、112ページから119ページまでの8款、土木費について説明いたします。土木費総額1億7,221万4,000円で、前年度と比較し、1億4,199万7,000円の減額計上です。1項、土木費においては、3,025万7,000円を計上しており、前年度から811万5,000円の増額計上です。これは職員の配置替えによる経費の増額によるものであります。113ページをお願いいたします。13節、使用料及び賃借料のところ、入札参加システム利用料、またその下のコンピュータ支援設計ソフト利用料を、それぞれの事務に係る事務の効率化を目的に新規計上しております。114ページをお願いいたします。2項、道路橋りょう費においては、8,629万4,000円を計上しており、前年度から1億4,859万5,000円の減額計上です。これは工事請負費の減によるものです。115ページをお願いいたします。2目、道路維持修繕事業において、新規事業として常渡線街路樹剪定工事を、また、3目、道路改良事業の委託料において、新規事業として森浦地区道路設計業務委託料を、また、工事請負費において、常渡線舗装修繕工事外2件の継続事業を計上しております。工事箇所については、別添資料のとおりでございます。116ページをお願いいたします。3項、河川費においては、67万3,000円を計上しており、前年度から4万4,000円の増額計上です。2目、急傾斜保全事業において、県事業負担金で、急傾斜対策事業を新規事業として計上しております。117ページをお願いいたします。4項、都市計画費においては、5,404万7,000円を計上しており、前年度から154万5,000円の減額計上です。118ページをお願いいたします。こちらは、3目、公園費、委託料のところ、公衆便所委託料は、これまで町の作業員で清掃を行っていた太地公園、また、第2暖海公園を高齢者雇用促進等の観点から新規計上するものであります。また、その下、工事請負費のところ、太地公園日除け設置工事を新規計上しております。119ページをお願いいたします。5項、住宅費においては、94万3,0

000円を計上しており、前年度から1万6,000円の減額計上となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。消防費について行います。説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

消防費についてご説明いたします。120ページをお願いします。常備消防費は、1,596万1,000円です。内容等については、前年度とほぼ変更ありません。主なものは、救急手当など救急業務に係る費用を計上しております。続きまして、121ページをお願いします。非常備消防費は、4,149万6,000円です。新たに10節の消防団員用活動服、次のページの17節の防毒マスクの購入、また、18節の消防救急デジタル無線協議会負担金の増により、前年度比1,625万2,000円の増額です。122ページをお願いします。消防施設費は、3,773万7,000円です。救急車の老朽化が進んでいるため新規に救急車両を購入する費用等を計上しています。前年度比3,439万2,000円の増額です。9款、消防費の説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。教育費について行います。説明をお願いします。漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

124ページから151ページまでの10款、教育費についてご説明させていただきます。本年度の教育費でございますが、2億222万2,000円となっております。予算総額に占める割合は6.8%となっております。1目、教育委員会費でございますが、本年度予算額は、100万9,000円で前年度と増減はございません。令和6年度は任期満了になる委員は2名の予定でございます。2目、事務局費でございますが、本年度予算額は3,703万3,000円で、前年比60万円の減額でございます。125ページをお願いします。7節の報償費、また、126ページをお願いします。10節、需用費、11節、役務費などで、小児生活習慣病予防対策事業を計上しております。令和5年度は補正予算で対応しておりましたが、令和6年度におきましては、当初予算での計上となっております。また、耳鼻科検診、眼科検診も本年度も実施する予定です。127ページをお願いします。13節、使用料及び賃借料ではGIGAスクールの経常経費としてソフト費用を計上しています。18節では、本年度に引き続き、生徒通学費補助金185万3,000円を計上しています。太地駅からJRを利用して新宮駅、紀伊佐野、串本駅を通学する生徒の定期券を補助するもので、26名分を計上しています。前年比19名の減を見込んでおります。3目、外国青年招致事業費でございますが、本年度は326万8,000円で、前年と比較しまして108万4,000円の減となっております。令和6年度は8月前後に新しいALTが勤務する予定で、128ページ

で、その渡航時、来日時の費用の負担金を計上しています。129ページをお願いします。小学校の管理費でございます。本年度予算額5,351万円で、前年度と比較しまして1,389万3,000円の減額となっています。生徒は102名、普通学級6、支援学級3でございます。減額の主なものは、令和5年度工事請負費でキュービクル建替工事があったので、大きく減となっています。130ページをお願いします。10節、需用費でございますが、経常経費で実績を勘案して計上させていただいています。132ページをお願いします。12節、委託料では、工事関係の設計監理委託料が減額となっています。使用料及び賃借料では、校務支援システム利用料を新たに計上しています。児童の成績や出席欠席などをデータ上で管理するシステムとなっています。133ページをお願いします。14節、工事請負費で、教室と職員室をつなぐ内線電話設置工事、体育館の雨漏り改修工事を実施します。17節、備品購入費では、給食関係のごみを回収日の朝まで保管する物置が老朽化で壊れたので買い換えたいと考えています。134ページをお願いします。2目、教育振興費でございますが、本年度予算額は934万2,000円で、前年比148万8,000円の増額でございます。教材・教育費や児童の活動費など、こちらで計上させていただいております。136ページをお願いします。3項、中学校費について説明させていただきます。本年度予算額は、3,198万9,000円で、前年比1,029万9,000円の増となっています。生徒数が32名、普通学級3学級、支援学級2学級となっております。増額の主なものは、14節の工事請負費でございます。138ページをお願いします。12節の委託料では、教室のエアコンの定期点検委託料として清掃費を計上しています。13節、使用料はレーザープリンターのリース期間が終了したため計上はしていません。工事請負費では給食用エレベーターの取替工事を行う予定です。139ページをお願いします。校内放送システムは、老朽化による取替え、バックネット改修工事は、経年劣化で破損したため改修を予定しています。2目の教育振興費ですが、本年度は454万2,000円で前年比195万6,000円の増となっています。140ページの備品購入費で38万3,000円を計上していますが、卓球用送球機というのは、いわゆる野球でいうところのピッチングマシーンみたいなものの卓球版でいろんな球種のサーブを出して、またレシーブの練習をするものでございます。18節におきまして、町長より説明があったように修学旅行助成金を80万円で計上しています。142ページをお願いします。4項、社会教育費です。1目、社会教育総務費は、1,385万4,000円で、前年比694万円の増としてますが、これは繰出金を本科目で計上したことに起因するもので、昨年度と同じ項目だけで比較しますと730万8,000円となり、前年比は43万4,000円の増となり、主なものは人件費の増額となっております。143ページをお願いします。2目、公民館費は、本年度予算額3,170万8,000円で、前年比180万5,000円の減額でございます。減額の主なものは工事費の減となっ

ております。前年度は車庫の改修工事をさせていただきました。146ページをお願いします。17節、備品購入費ですが、大集会室で使う椅子の順次更新していくための買換え費として本年度も50脚を計上しています。また、歴史資料室のパソコンを更新します。3目、文化財保護費は本年度予算額135万3,000円で、前年比748万円の減額となっておりますが、町史編纂費用をここで計上しておりました。147ページをお願いします。5目、石垣記念館運営費は、本年度予算額755万3,000円で、前年比31万6,000円の増となっております。昨年度行われました人事異動による人件費の増が主な理由でございます。150ページをお願いします。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費は、本年度593万円で、前年比で9万9,000円減額で計上しています。令和6年度もスポーツ少年団や地域のスポーツ活動に補助を行います。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。公債費及び予備費について行います。説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

152ページをお願いします。公債費です。公債費の元金は4億8,826万4,000円で、前年度比2,493万8,000円の増額です。令和2年度に借り入れた過疎対策事業債の償還が始まることによる増加です。利子は2,426万6,000円で、前年度比914万9,000円の増額です。過疎対策事業債の借入れの元金が増えたことが要因です。予備費は、前年度と同額の500万円で計上しております。最後に2ページをお願いします。本予算第5条において、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、各項間において流用できる場合として、各項に計上された給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。暫時休憩します。2時45分より再開します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時45分

○議長（福田忠由君）

再開します。歳入について質疑を行います。町税について行います。質疑、1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

説明してくれたんやけども、早口やし、メモもとれやし、この付箋もだいたい取れるかいなと思ったら全然取れてない。なんか新規のやつとか、終わったやつを全部説明してくれるちゅうから期待してあったんやけど、とにかく、もう早口で全然メモを取りやったらもうだ

いぶページいつてあるし、もうちょっとゆっくりしゃべってほしいなと思うね。もう、説明なしですぐに質問入ったらどうや。町税、毎年聞いとることなんで、令和6年の町民税を納める町民は何人を予定しているのかということのと、法人の数ですね。それから、家屋が、固定資産税84万1,000円の減ということで、令和5年に比べての説明をお願いします。町税やね、入湯税は、17ページ、入湯税、これ前年度の実績を参考にしたのかということのと、ここまでやね、以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、個人の住民税の人数なんですが、来年度1,370人を見込んでおります。法人数なんですが、41社を見込んでおります。続いて、固定資産税の家屋の減額理由なんですが、令和6年度は評価替えになりますので、3年に1回見直したときに経年劣化分が下がってくるんじゃないかということで減で見込んでおります。続いて入湯税なんですが、一応、実績を見て見込んでおります。令和5年度のあくまで決算見込みでちょっとずれる可能性もありますが、令和5年度300万円超えましたので、来年度もいくんじゃないかなということで見込んでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

町民税を納める町民は1,370人で、法人が41社ですか。令和5年よりも24人の増と。法人は2社増ということで、個人の町民税で初めてプラスになったんですけど、その辺をちょっと説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

個人の町民税は、例年算定するときが年末に、前年の年末に見込むんですが、そのときというのは、まだその年の確定申告の状況も分かりませんし、来年度の所得がどれぐらいとか、どのぐらいの方が納めていただくかというのがなかなか読みづらい状況です。その中で、景気の状態とかを見て所得が上がってるんじゃないかなとか、そういうところを予想しながらはいくんですけれど、その際に均等割の人数ですね、今年の令和5年度の予算を算定するのに少し低めに見込んだんですが、実際、ふたを開けてみると令和5年度が見込んだほど全然落ちていなくて、それで今年、令和6年度についても、このコロナが明けてきて何か4年度と5年度で、何かこの辺、この近辺ですね、大きく何か変わったかなというところを見ます

と、それほど大きな違いもないのかなと思いますので、大体今年度並みになるのかなという予想で増額計上させていただいております。法人数については、こちらについても、大きく変わる予想はないと思うんですが、今年度、一般社団法人ネクスト、株式会社H&Mという会社が新しく設立されましたので、その分を増額して算定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

15ページの固定資産税の説明の下から3行目の償却資産について教えてください。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

こちらの償却資産は、事業者の方が事業に使っている設備ですね。そちらについて、価値が150万円以上あれば、その分に、それを課税標準としてかかってくる費用なんですけど、こちらについても申告自体が、毎年1月31日までに去年の分の償却資産の状況を申告してくださいということ、期限が1月31日になっております。なので、翌年度の状況というのはこの予算を算定する上ではなかなか見づらいんですけど、例年のその申告状況を見ながら平均して大体これぐらいかなというところ、世間の経済情勢といいますか、投資が多いんじゃないかなとか、そういうところを加味しながら、毎年度予想しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

町税について終わります。地方譲与税について行います。質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

18ページの森林環境譲与税、これ前にも聞いたんですが、我々国民の税金が今年度から始まりますけど、例の県の紀の国森づくり税というのはどんなふうになったんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

すいません、そちらについて、後ほどきちっと確認して回答させていただきたいと思えます。引き続き継続の予定のはずです。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

地方譲与税について終わります。利子割交付金について行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

利子割交付金について終わります。配当割交付金について行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

配当割交付金について終わります。株式等譲渡所得割交付金について行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

株式等譲渡所得割交付金について終わります。法人事業税交付金について行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

法人事業税交付金について終わります。地方消費税交付金について行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

地方消費税交付金について終わります。環境性能割交付金について行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

環境性能割交付金について終わります。地方特例交付金について行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

地方特例交付金について終わります。地方交付税について行います。1番、漁野君。

○1番(漁野尚登君)

これ令和5年の決定額を教えてください。

○議長(福田忠由君)

執行会計管理者。

○会計管理者(執行貴弘君)

令和5年の普通交付税の決定額ですが、14億2,253万7,000円となっております。

す。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

地方交付税について終わります。分担金及び負担金について行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

分担金やね、その最後のちょっと説明してくれたみたいだけど、高齢者保護介護予防一体的実施負担金、766万3,000円についての説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

稲敷住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲敷江美君）

これは、本来75歳以上の高齢者の保健事業は広域連合会が主体的に行うもので、介護予防事業は市町村が主体となって行う事業なんです。広域連合の事業を市町村が委託を受けて、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を行うことによる交付金であります。これは国が3分の2、広域連合が3分の1なんです。広域連合からまとめて負担金としていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

分担金及び負担金について終わります。使用料及び手数料について行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

使用料及び手数料について終わります。国庫支出金について行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

ここでもう聞いときますけど、児童手当の人数ですね、10月から高校生が入るということで、これの人数を教えてください。それで最後に合計もお願いします。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

人数なんですけれども、非被用者の0歳から3歳未満、こちらが7名です。3歳から小学

校修了前の第1子、第2子、これが27名です。同じく3歳から小学校修了前の3子以降、これが5名です。中学生が6名、次に被用者、0歳から3歳未満、こちらが26名、次に3歳から小学校修了前、第1子、第2子が67名、3歳から小学校修了前の3子以降、こちらが16名、中学生が21名、それとこれは9月までなんですけれども、特例給付に該当する方が3名、それと高校生なんですけれども、ちょっと区分あれなんですけれども、被用者の区分としましては3歳から高校生までという区分の1子、2子、非被用者のほうになります、21名、こちらの3子以降。こちらが2名です。被用者の高校生までで第1子、第2子、こちらが5名、第3子以降、1名です。こちらの合計が207名になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

27ページの1節、総務管理費補助金の一番最後に、説明の最後にある物価高騰対応重点云々というのは、これちょっとメモし切れなかったんでもう一度説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

こちらですね、民生費の71ページ、こちらの上から四つ目、住民税均等割のみ課税世帯、こちらに臨時給付金を支給するんですが、そちらの事業と、76ページ、こちらの下から三つ目、こども加算として支給する臨時特別給付金、こちらの事業、そして、商工費のところ
に計上させていただいております商品券配布事業、こちらの財源となっております。商品券、107と6のところにも一部超勤手当とか、そういうのも入っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

さっきの物価高騰対応3,606万7,000円で、分からんようになってきた。107ページの1,500万と、76ページのこども加算と、それからもう一つどこやった。106、もう手が足らんさか分からへん。これで、3,600になる。国庫支出金、もうこれ2回目なってしもて、27ページの2節の戸籍システム標準化補助金というのと、それから、民生費国庫補助金の2節のところ
で出産・子育て応援交付金の86万6,000円のがなくなっただんやけど、これどこ行ったのかなと思って。それから、循環型社会形成推進交付金というのが、去年保健衛生費補助金に入ってあったんちゃうかなと思って、それと、38ページの消防費の消防団設備整備費補助金88万円、それから、その下の中長期在留者住居地届出等事務委託金、これ、中長期在留者が何人おるかということ
を教えてください。お願いします。

ここまでやね。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なのですが、この交付金がですね、使った出に、使った費用をそのままいただけるわけではなくて上限がありまして、それを超えれば全額、その超えた分限度額までいただけるんですけれど、そこに足りないとなった場合は、そのこの使った分までしか、例えば限度額が100ある中で、いろんな事業を展開したときに100予算取ってたけど、実際はいろんなもんで下がってきて90だったと、そしたら100もらえるにもかかわらず、90しかもらえないというようなことになりますので、ちょっと分かりにくいかと思うんですが、予算計上あえて出のほうを、こちらの臨時交付金の額よりも多めに計上しております。

○議長（福田忠由君）

休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時08分

○議長（福田忠由君）

再開します。和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

ご説明のほうをいたします。物価高騰対応交付金の件ですが、それに対する出のほうですけども、まず70ページの11節、役務費、郵便料の下にコンピュータソフト変更及び修正手数料、こちらの95万7,000円、続きまして71ページの18の負担金の一番下に臨時特別給付金（住民税均等割の課税世帯）1,500万円、続きまして、76ページ、11節、役務費、失礼しました76ページ、11節、役務費の郵便料の下にコンピュータソフト変更及び修正手数料、97万9,000円、18節、負担金補助及び交付金、ここの中の臨時特別給付金（こども加算）350万円、そして、107ページに飛びます。一番上段の10節、需用費の商品券配布事業の消耗品費5万円と、印刷製本費70万円、11の役務費の郵便料（商品券配布）の76万円、18節の負担金補助のところが一番最後の商品券換金費1,500万円、その他、106ページ、前のページですけども、3の職員手当等の中で超勤手当（商品券配布）の中で5万円のほうを計上している。こちらに充当しております。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

27ページ、戸籍システム標準化補助金でございますが、こちら国が令和7年度までに全国の町村のシステムを統一する関係で出を計上しております。作業分については、国費が10割負担となっております。出産・子育て応援交付金でございますが、こちらは国から3分の2、県から6分の1の補助がございますが、6年度につきましては、国からの補助金も県からまとめて受けることとなりましたので、14款での計上はございません。28ページお願いします。中長期在留者住居地届出等事務委託金に関する残留者の人数なんですけれども、こちらは11名となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、28ページの消防団設備整備費補助金について説明します。この88万、財源につきましては、121ページの非常備消防費、10節、需用費の中の一番下、消防団員用活動服購入費の財源として充てるものです。補助率は3分の1となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

すいません、循環型社会形成交付金なんですけれども、節が変わったということで、これ、歳出が4款、2項、清掃費での歳出になりますので、入のほうもこちらのほうへ変更等をさせていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金3,606万7,000円の中身は分かったんですけども、臨時特別給付金（住民税均等割の課税世帯）、1,500万の10万円、これ現金ですよ。107ページの商品券換金費、何でこっちは商品券なんですか。一方は現金配つといて、一方は商品券、おかしくないですか、これ。どっちも現金にしたらいいと思うけど、僕。この辺どんな考えですか。どういう考えでやったんですか。いやその辺おかしいなと思うんで、どっちも現金にしたら商品券配布事業、印刷製本費も要らんし、商品券配布も配布の郵便料も要らんし、こういう無駄なことせんと、現金やったら現金で僕はええと思うんですけど、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

ご説明いたします。一方は現金で、一方は商品券、なぜかというお話なんですけども、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金なんですけど、メニューがこの交付金の中に分かれております。まず一つが、低所得者支援枠、もう一つが推奨事業メニュー枠という形でメニューがそもそも分かれておるんです。この中で、低所得者支援枠というのが、先ほど説明した臨時特別給付金の枠に当たって、こちらについては現金の給付、もう一方の推奨事業メニューという枠につきましては、この物価高の中で、消費の下支え等をやることによって、生活者であったり、事業者の応援をするというわけでございますので、こちら商品券という形で対応してございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

国庫支出金について終わります。県支出金について行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

31ページの総務管理費補助金、説明の一番下のわかやま防災力パワーアップ補助金、これ大幅に増えてるの、先ほどの説明もう少し丁寧をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

こちら減ってると思います。前年度は3,349万8,000円で、今回は記載のとおりということで、こちら前年度におきましては、執行、申したように津波想定確認業務等補助金を押し上げる要因がありました。それが今回の減の影響となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

31ページの総務費県補助金ですか、それで紀州材モデル事業補助金というのが1,000万の削除されてるんですけど、その説明をお願いします。それから、32ページの農林水産業費県補助金、これ、ここに農業費補助金の中にニホンジカ管理捕獲事業補助金11万7,000円が計上されとったんですけども、これもなくなってる。それと、33ページの一番下の在宅育児支援委託金、これは39万の減ということで説明をお願いします。先ほどの議運の委員長のときになくなったやつは、説明するというで聞いておったんですけど、

こういうの全然説明してくれてないんで、だから僕は説明要らんのやないかって思ったんですけども、節、こっちの前年度と本年度を言うのもええねやけど、その節もやっぱり大きく減ったあるやつとかいうのは説明してほしいなど、そこも希望言うときますんでお願いします。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

31ページの、先ほど削除されていると言われてました紀州材の補助金1,000万円の減額の理由ですけども、こちらにつきましては、令和5年度に国際鯨類施設の備品整備に伴う補助金でしたが、もう今年度で事業のほう完了しておりますので、令和6年度につきましては予算計上のほうはありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうからは、32ページでニホンジカの11万7,000円がなくなっているという件でございますが、これにつきましては、鳥獣有害の補助金ということで149万3,000円あげさせてもらってます。実際、ニホンジカっていうの管理捕獲というただ枠だけがあっただけで、5年度中に実はこれもうなくなっております、これ、この補助金に含まれます。ですので、この単価が上がりましたんで、前年度が107万3,000円から149万3,000円と、こちらの中に含まれているというふうにご理解いただければありがたいです。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

33ページの在宅育児支援委託金の減額の理由なんですけど、これは国において出産子育ての応援交付金制度が創設されたこと、児童手当が増額される見込みであることなどから、この事業が開始された平成30年度と比較すると、子育て支援制度の充実が図られてきている状況にあります。このような事情を鑑み、県は令和6年度においては、新規の募集受付は行わず、令和5年度からの継続分のみを実施し、令和7年度以降は事業を廃止することです。太地町においても、出産祝金などの制度もあり、県と同じく令和6年度は継続分3人、6か月分のみを計上する予定です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

県支出金について終わります。財産収入について行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

34ページの1節、土地建物貸付収入なんですが、国際鯨類施設が月125万円というふうな説明がありました、これは、賃貸借契約は何年間になるんでしょうか。それから、確か二、三年前だと思うんですけど、民法が改正になって賃貸借契約についての条件がずいぶん変わったと思うんですが、維持管理費だとか、更新料だとかそういったもの手続については、契約上どんなふうになるんでしょうか。あとその下にあるその他、555万6,000円、これは何の収入でしょうか。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

貸付の賃貸借契約を予定しております、契約年数10年を予定しております。その維持管理費についてなんですが、電気代等もあちらの負担で考えております。ちょっとここは、その事案によって疑義が生じる、お互い話し合いになるのかなと思いますのが修繕ですね。建物の何か壊れたときの修繕、規模の大きさに応じて、どちらが今回の場合、どうしようかというのが協議、その都度協議になってくるのかなと考えております。あと、その他についての物件なんですが、これは旧グリーンピアの付近にあります太陽寮の貸付収入、2部屋用意してます、マンションの部屋の貸付収入、あと公社のほうに貸しております、太陽寮横にあります旧椰の寮といいますか、そちらの貸付収入になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ちょっとよく分からん、旧紀陽銀行というのは、貸付料というのは発生しないんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

昨年6月の議会だったかと思うんですが、無償貸付ということで議決いただいて契約しておりますので、旧紀陽銀行については貸付料は生じないです。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この国際鯨類の建設にあたって、これ備品も含めた金額というか、備品も含めた過疎債の額ちょっと教えてください。それと、これ建物の保険はもうこれにあがってますか。その2点、すいません。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

すいません、過疎債の額について、今資料を持ち合わせておりませんので、持参次第ご報告させていただきます。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

国際鯨類施設の保険の件ですけども、歳出の予算のほう、企画費、50ページですね。こちらの11節、役務費の中に建物災害共済保険料28万3,000円、こちらの金額のほうを保険料として計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時34分

○議長（福田忠由君）

再開します。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

国際鯨類施設の総事業費に占める過疎対策債の額なんですが、令和5年度の借入れというのが、過疎対策、この国際鯨類施設だけではなくほかの事業との絡みもありまして、それが精算しない限りは借入額というのは確定しませんので、あくまで概算ということでお願いします。借入額は7億7,550万円、令和4年度の分と令和5年度と合わせて、これぐらいの金額になる想定です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今7億7000万という、ざっと約ですね。それで僕は交付税算入抜いた分が、その3億5,000万ぐらいの負担かなという話は以前からあったんですけど、そこら辺どうなのか

ということがまず1点。それと、これ年間1,500万の家賃収入ということになってますけれども、これ、前に聞いたときに30年間支払ってもらうよという話だったと思うんです。だから30年間で1,500万払うと4億5,000万になりますよね。先ほど言ったように、3億5,000万のお金で、これだから元利を入れて年間1,500万にしたのか、そこら辺のちょっと1,500万とした数字の根拠を教えてくださいたいと思います。30年間で家賃をもらうということであれば、もうほとんどの人が生きてないと思うんですね。だから、そこら辺でやっぱり確約とか、契約、後世の人たちに残さないようにきちんとやっぱり支払ってもらうというようなことをやっていったほうがええんじゃないかなと思うんで、そこら辺の見解もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

申し訳ありません。私、先ほど述べさせていただいたのが、令和4年度の事業、5年度の事業のみを申し上げてしまいまして、実際、元年度からやっておりますので、トータルすると約12億7,000万ほどになりまして、過疎債30%の町負担、真水の部分が3億8,100万ほど、約それぐらいになる予定なんですけど、その中で相手方といろいろ協議を進めた結果、こちらとしても、何ていうんでしょう、30年でぴったりその分お支払いいただき、何とかいただければというところではあったんですけど、あちらそれでいきますと大体月々118万円ぐらいで、30年ぐらいで大体終わるなという見込みだったんですけど、それ以上の申出を受けましたので、それをありがたく、その提案をお受けさせていただいた次第です。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

それは元利償還合わせでの計算ですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

元利償還合わせの計算です。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

執行会計管理者と重複する部分もあると思うんですけども、これの根拠と言われたんで、

一応その財源について説明させていただきます。平成30年度から測量業務委託というのを534万7,080円という形で始まりました。それが、それからずっと始まりまして、町負担額を、要は30年にわたって割り戻したらどう感じるかということで考えておりました。過疎債分が、まだ今回、R5の工事は借入れまで終わってないんですけれども、その予定が全部で3億9,066万円。あと、その他の起債が905万9,000円ございます。一般財源部分が2,636万6,295円で、合計が4億2,608万5,295円という形になっておりました。これが、この資料が今年の1月頭の資料であります。そのときにそこで押さえとかんと、ちょっともうこの議会にちょっと間に合わんというようなことで、課内とか、僕、課長とかと一緒にちょっと東京のほうへ1回行かせてもらいました。そのときにいろいろ詰めたんですけども、これを割り戻してやると、1か月あたり118万3,300円、118万数千円やったんです。向こうは向こうで考えてたのが125万円ぐらいでしたらば何とか予算を計上できるというようなことやったもので、ほんならそれでお願いしますということで、あとはそれ以上のことは、そのときの話はなかったですけども、お願いしますと、分かりましたということで、あとは、事業継続、おっしゃられるように、前の議会でも海野さんに言われたんですけども、ちゃんとしとかんとちょっとあの後世につらいよというような感じやったと思うので、こちらが考えたのは、契約は自治法上は10年、とりあえず10年しかできない、あとは自動更新になると思うんですよ。そのままいくと思う、向こうもそういう希望ですのでいくとは思いますが、ただ事業継続についての覚書等をやっぱり交わしたいということで、向こうにも提案して、もうある程度は了承していただいております。現在そういう形です。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

現在、そういう形でということで説明していただきました。それでいいんじゃないかなというように思うんですけども、やはり、その間違いのないようにきちっとできたらいただけるような格好でお願いしたいと思います。以上です。答弁要りません。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

最初のかかる費用に関しては、約束どおりまちの負担はないというふうに理解をいたしました。私やっぱり、この建物に関しては、やっぱりランニングコストを大変心配しております。例えば、足場一つ組んでも、まだ建物見たことないですけど、車道から見る限りは足場損料だけでも相当かかると思うんですね。となると、やっぱり賃貸借契約、ここでやっぱ

りどちらの負担かということをしちっと約束しないと、向こう30年間我々のこれから先の住民に大変負担がかかると思います。これ、もしかして間違ったら執行さん指摘してください。数年前の民法改正というのは、確か借りる側に有利になったんじゃないかなと私は理解してます。間違ったら指摘してください。であれば、この賃貸借契約でやっぱり相当修繕費に関してはこの建物はかかるだろうという予測をしちっと持って、お互いが真摯に話し合って、契約の中に将来に負担を残さないようにしちっと明文化してほしいとも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

森岡議員言われたことなんですけれども、修繕については、やはりうちの持ち物、まちが建てたものですので、やっぱり持てるものはやっぱりまちのほうで修繕したいなどは思っております。契約書のほうについては、別途協議するという形で条項を設けて、修繕じゃなしにこの契約書の中に定めるもののほか、みたいな感じのやつを入れたいなということで、今協議は進んでいるところであります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

維持管理費は鯨研でもってくれるんですね。清掃とか、電気代とか、そういうものは鯨研ということでいいですね。

○議長（福田忠由君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

一応、維持修繕につきましては、基本は指定管理者にお願いするということで、館内清掃とか年間の清掃関係については、もう電気及び光熱水費については、もう指定管理者の負担でお願いするということで、町が行わなければならない維持修繕等につきましては、災害等で大きな修繕が必要になったというとき、そういう場合は町のほうで建物共済保険というのが加入してますんで、それを利用した上で修理を行っていくってということで今考えてます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

財産収入について終わります。寄附金について行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この2,500万の減ということで1億1,500万、この額が太地町に入ってくるというわけじゃないですね。この中の幾らかが入ってくるということですか。これ、1億1,500万がもう太地町に入ってくるということによろしいですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

1億1,500万が入ってくるという見込みです。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

寄附金について終わります。繰入金について行います。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

減債基金約1億1,000万計上してますけれど、毎年計上されてると思うんですけど、予算上でやはり原資が足りないから基金から繰り入れてるというのが現状なんじゃないかな。それと、5年度終わったら、大体不用額というのが出てくると思うんで、そこら辺もう1回積み戻しということはされると思うんですけど、そこら辺どうなんじゃないかな。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

海野議員おっしゃるように、一旦当初予算上は基金の取崩しを計上させていただいて、運用させていただいてるんですが、不用額等が出た際には積み戻しをしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

石垣記念館の基金の残を教えてくださいんですけど。450万支出した場合、令和6年度になるのかな、この残を教えてください。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

残額なんですけど、4,317万9,441円になる予定です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

繰入金について終わります。繰越金について行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

繰越金について終わります。諸収入について行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ昨年、前年度が1,000円の科目設定みたいな感じやったんですけど、今回20万あがった、その理由をお願いします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

延滞金については、例年科目設定で計上させていただいてたんですが、過去数年を見たところですね、もう20万以上常に入がありましたので、今回、このように計上させていただいた次第です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

諸収入について終わります。町債について行います。町債です、質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この総務債というのの交付金の算入率というかな、1点だけ聞いておきます。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

総務債の交付税算入率はありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

町債について終わります。お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

△延 会

○議長(福田忠由君)

本日はこれで延会します。明日は午前9時より再開いたします。お疲れ様です。

延会 午後3時52分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 森岡 茂夫

太地町議会議員 海野 好詔